

(仮称) 中津市新学校給食共同調理場整備運営事業

要求水準書

令和 6 年 12 月

(令和 7 年 2 月修正)

(令和 7 年 3 月修正)

中津市

目 次

第 1. 総則	1
1 本事業の目的	1
2 本事業の基本理念.....	1
(1) 安全・安心な学校給食を提供できる施設の整備・運営	1
(2) 食物アレルギーへの対応	1
(3) 食育の推進	2
(4) 地産地消の推進	2
(5) 災害時の対応	2
(6) 環境負荷の低減	2
3 本事業の概要	2
(1) 事業方式	2
(2) 事業の対象範囲	2
(3) 事業者の収入	4
(4) 事業スケジュール（予定）	4
4 用語の定義	5
5 遵守すべき法制度等	5
(1) 法令・条例等	5
(2) 要綱・基準等	6
6 諸条件	7
(1) 前提条件	7
(2) 学校給食の状況等	8
(3) 配送校の提供食数	8
(4) 配置職員数	9
(5) 献立作成・食材調達	9
(6) 事業統括責任者の配置	9
第 2. 設計業務	10
1 設計業務における基本的な考え方	10
(1) 施設計画の考え方	10
(2) 周辺環境・地球環境への配慮	16
(3) 構造計画の考え方	16
(4) 設備計画の考え方	17
(5) 周辺インフラとの接続	22
(6) 防災安全計画の考え方	23

2	設計業務対象施設に係る要件.....	24
(1)	給食エリア.....	24
(2)	一般エリア.....	30
3	設計業務遂行に係る要求内容.....	34
(1)	業務の対象範囲.....	34
(2)	業務期間.....	34
(3)	設計体制及び設計業務に係る届出.....	34
(4)	基本設計及び実施設計に係る書類の提出.....	35
(5)	設計業務に係る留意事項.....	36
(6)	設計変更について.....	36
第 3.	建設・工事監理業務.....	37
1	業務の対象範囲	37
2	業務期間	37
(1)	業務期間.....	37
(2)	業務期間の変更.....	37
3	業務の内容	37
(1)	基本的な考え方.....	37
(2)	工事計画策定に当たり留意すべき項目.....	37
(3)	着工前業務.....	37
(4)	建設期間中業務.....	38
(5)	完成時業務.....	47
第 4.	開業準備業務	50
1	業務の内容	50
2	基本的な考え方	50
第 5.	維持管理業務	51
1	維持管理業務総則.....	51
(1)	業務の対象範囲.....	51
(2)	業務期間.....	51
(3)	維持管理業務に係る仕様書.....	51
(4)	維持管理業務計画書.....	51
(5)	業務報告書.....	52
(6)	各種提案.....	52
(7)	業務遂行上の留意点.....	52
2	建築物保守管理業務.....	54
(1)	日常（巡視）保守点検業務.....	54

(2) 定期保守点検業務.....	54
(3) クレーム対応.....	54
3 建築設備・厨房機器等保守管理業務.....	54
(1) 日常（巡視）保守点検業務.....	54
(2) 定期保守点検業務.....	55
(3) 故障・クレーム対応.....	55
4 什器・備品等保守管理業務.....	55
(1) 什器・備品等の管理業務.....	55
(2) 什器・備品等台帳の整備業務.....	55
(3) クレーム対応.....	56
5 食器・食缶・配膳器具の更新業務.....	56
6 外構等維持管理業務.....	56
(1) 定期保守点検業務.....	56
(2) 剪定・害虫防除・施肥業務.....	56
(3) 除草業務.....	57
(4) 故障・クレーム対応.....	57
7 環境衛生・清掃業務.....	57
(1) 環境衛生業務.....	57
(2) 清掃業務.....	57
(3) 防虫・防鼠業務.....	58
(4) 廃棄物管理業務.....	58
8 警備保安業務	58
(1) 防犯・警備業務.....	58
(2) 防火・防災業務.....	59
9 修繕業務	59
(1) 長期修繕計画.....	59
(2) 修繕業務.....	59
第 6. 運営業務	60
1 運営業務総則	60
(1) 業務の対象範囲.....	60
(2) 業務期間.....	60
(3) 運営業務に係る仕様書.....	60
(4) 運営業務計画書.....	61
(5) 業務報告書.....	61
(6) 各種提案.....	61
(7) 業務遂行上の留意点.....	61

2	食材検収・保管業務.....	65
(1)	食材検収.....	65
(2)	食材保管.....	65
3	給食調理業務.....	65
(1)	業務遂行上の留意点.....	66
(2)	二次汚染の防止.....	66
(3)	下処理.....	66
(4)	釜調理.....	66
(5)	揚げ物・焼き物・蒸し物調理.....	66
(6)	和え物調理.....	67
(7)	果物調理.....	67
(8)	食物アレルギー対応食調理.....	67
(9)	事業者における給食の確認.....	68
(10)	配食.....	68
(11)	その他.....	68
4	衛生管理業務.....	68
(1)	衛生管理業務.....	68
(2)	定期、臨時及び日常の衛生検査業務.....	71
(3)	建物内部及び外周部の衛生管理.....	71
5	給食配送・回収業務.....	71
(1)	給食配送・回収業務.....	71
(2)	業務従事者の行為に対する事業者の責任について.....	71
(3)	配送車の調達.....	72
(4)	各小・中学校への到着時間.....	72
(5)	その他.....	73
6	洗浄・残渣処理等業務.....	74
(1)	洗浄.....	74
(2)	残渣処理.....	74
(3)	片づけ等.....	75
7	運営備品調達業務.....	75
(1)	業務の内容.....	75
8	献立作成支援業務.....	75
9	食育支援業務.....	75
10	広報支援業務.....	75
11	学社融合における給食試食体験業務.....	76
12	夏休みの幼稚園のランチサービスの提供業務.....	76

添付資料

- 資料 1 用語の定義
- 資料 2 事業予定地地籍測量図
- 資料 3 事業予定地地盤調査資料
- 資料 4 事業予定地設備インフラ現況図
- 資料 5 配送校及び配食数等
- 資料 6 児童生徒推計
- 資料 7 現状の中津市学校給食共同調理場（第一、三光、本耶馬溪、山国）の献立
- 資料 8 献立案と調理能力の考え方
- 資料 9 配送校の搬入経路図及びコンテナ配置図
- 資料 10 献立指示書
- 資料 11 検収記録簿
- 資料 12 作業工程表
- 資料 13 出来上がり分量目安
- 資料 14 土地利用計画図
- 資料 15 児童生徒推計（令和 10 年～令和 25 年）
- 資料 16 防災備蓄倉庫での備蓄品目・数量・箱寸法
- 資料 17 米飯及びパン容器サイズ及び数量
- 資料 18 既存食器・食缶・配膳器具一覧
- 資料 19 要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）例
- 資料 20 建設工事費コスト増減整理の方法
- 資料 21 手作りメニュー等献立指示書
- 資料 22 配膳室配置図
- 資料 23 既存配送車両仕様
- 資料 24 配送校試走結果
- 資料 25 手作りメニュー等献立指示書（3,100 食）
- 資料 26 ゆきちカレー献立指示書
- 資料 27 第一共同調理場平面図
- 資料 28 想定献立指示書

第1. 総則

(仮称)中津市新学校給食共同調理場整備運営事業要求水準書(以下「要求水準書」という。)は、中津市(以下「本市」という。)が(仮称)中津市新学校給食共同調理場整備運営事業(以下「本事業」という。)の実施に当たって、本事業の実施のために設立された特別目的会社(以下「事業者」という。)に要求する施設の設計、建設、維持管理及び運営業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」、「開業準備業務」、「維持管理業務要求水準」及び「運営業務要求水準」から構成される。なお、PFI 事業の持っている本来の特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等を最大限に生かすため、各業務の要求水準については、基本的な考え方のみを示すこととし、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

1 本事業の目的

本市では、給食施設・設備の老朽化への対応、食物アレルギーへの対応、献立内容の充実及び大規模災害への対応等を実施するため、既存の4箇所の学校給食共同調理場を集約し、(仮称)中津市新学校給食共同調理場(以下「本施設」という。)を整備することとしている。

本事業では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期に、かつ、一体的に民間事業者に委ね、より安全・安心で魅力ある給食の提供に加え、良好な維持管理等により、事業費の縮減を目指すことを目的とする。

2 本事業の基本理念

本事業は、新たに一日あたり7,100食(食物アレルギー対応食120食/日を含む。)の調理能力を有する本施設を整備するとともに、所定の事業期間内において維持管理及び運営を行うものである。以下に示す基本理念を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

(1) 安全・安心な学校給食を提供できる施設の整備・運営

本施設は、安心・安全な学校給食を提供するため、HACCPや「学校給食衛生管理基準(文部科学省)」、「大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省)」等の各種基準に適合した高度な衛生水準を確保できる施設とする。

(2) 食物アレルギーへの対応

現在提供できていない食物アレルギー対応食を提供するため、アレルゲンの混入を防止するアレルギー対応食専用調理室を整備し、対象となる園児・児童・生徒(以下、「児童生徒等」という。)に対して安全・安心な学校給食を提供する。

(3) 食育の推進

食材の荷受け、検収、下処理、調理、配缶、配送までの一連の流れを、児童生徒等（40 名程度/回）や保護者等が年間を通じて見学できるとともに、給食試食会や食育講話、講演会（40 名程度、年間計 3 回程度）等を実施できる施設とする。

(4) 地産地消の推進

地元の食材を積極的に取り入れた献立を実現するため、地場産物を取り入れた献立の充実や地元の規格外の農産物も活用できる設備の導入など、地産地消を推進できる施設とする。

(5) 災害時の対応

災害時においても建物の被害を最小限に抑えるよう、高い耐震性を有するとともに、非常食の提供や非常用物資の備蓄、炊き出しの実施等、災害時にも活用できる施設とする。

(6) 環境負荷の低減

本市の温室効果ガスにおけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の 57%削減目標に向けて、環境に配慮した施設とする。

3 本事業の概要

(1) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業の実施のために設立された特別目的会社（以下「事業者」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運営業務を行う方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(2) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

ア. 設計業務

- (7) 事前調査業務
- (4) 設計業務
- (ウ) 本事業に伴う各種申請等の業務
- (1) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

イ. 建設・工事監理業務

- (7) 建設業務
- (4) 厨房機器等の調達及び設置業
- (ウ) 什器・備品等の設置業務

- (イ) 食器・食缶・配膳器具類の調達業務
- (オ) 工事監理業務
- (カ) 近隣対応・対策業務
- (キ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ク) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

ウ. 開業準備業務

エ. 維持管理業務

- (7) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- (ウ) 什器・備品等の保守管理業務
- (エ) 食器・食缶・配膳器具類の更新業務
- (オ) 外構等維持管理業務
- (カ) 環境衛生・清掃業務
- (キ) 警備保安業務
- (ク) 修繕業務（大規模修繕を除く）
- (ケ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (コ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

オ. 運営業務

- (7) 食材検収・保管業務
- (イ) 給食調理業務
- (ウ) 衛生管理業務
- (エ) 給食配送・回収業務
- (オ) 洗浄・残渣処理等業務
- (カ) 運営備品調達業務
- (キ) 献立作成支援業務
- (ク) 食育支援業務
- (ケ) 広報支援業務
- (コ) 学社融合における給食試食体験業務
- (サ) 夏休みの幼稚園のランチサービスの提供業務
- (シ) 本事業に伴う各種申請等業務
- (ス) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- i) 調理食数の決定

- ii) 献立の作成・栄養管理
- iii) 食材調達・食材検収指示
- iv) 検食
- v) 配送校での給食配膳
- vi) 給食費の徴収管理
- vii) 食育に関する指導
- viii) 広報
- ix) 衛生管理業務確認・指導
- x) 防災備蓄倉庫の備蓄品の補充・更新等の管理

※ 事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業契約期間満了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、本事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うものとする（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約において示す。）。

(3) 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約により作成された契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務の対価、開業準備、維持管理及び運営業務の対価からなる。

ア. 設計及び建設工事等業務の対価

本市は、設計及び建設工事等業務の対価のうち、交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して施設引渡し後に一時支払い金として支払う。また、運営期間中に、設計及び建設工事等業務の対価のうち、一時支払い金を控除した額を、設計及び建設工事等業務の対価として割賦払いにて支払う。

イ. 開業準備、維持管理及び運営業務の対価

維持管理及び運営業務の対価は、運営期間にわたって四半期ごとに、事業者に支払うこととし、物価変動等を勘案して改定する。また、維持管理及び運営業務の対価のうち、運営業務の対価（光熱水費は本市が負担する）は固定費と変動費で構成されるものとする。なお、固定費及び変動費の考え方については事業者提案によるものとする。開業準備の対価は、開業準備業務終了後に事業者に支払うこととし、物価変動等を勘案しない。

(4) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは以下のとおりであるが、設計・建設期間及び施設引渡し日の各日程は、事業者の提案により前倒しして設定することができる。なお、開業準備期間は、十分な準備の期間を確保すること。

事業契約締結	令和 7 年 9 月
事業期間	事業契約締結日～令和 25 年 7 月 31 日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和 10 年 6 月 30 日
開業準備期間	施設引渡し日～令和 10 年 8 月 24 日
運用開始日	令和 10 年 8 月 25 日
維持管理期間	施設引渡し日～令和 25 年 7 月 31 日
運営期間	運用開始日～令和 25 年 7 月 31 日

4 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料 1 用語の定義」において示すとおりとする。

5 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号、平成 30 年 10 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等（関連する政令、条例等を含む。）並びに関連する要綱及び基準（最新版）等（以下「関係法令等」という。）についても適宜参照するとともに、事業者の責任において調査を行い、事業者は各関係法令等に関する行政窓口等と協議を行い、本事業の実施に当たり関係法令等を遵守しなければならない。

(1) 法令・条例等

- ア. 建築基準法
- イ. 都市計画法
- ウ. 景観法
- エ. 消防法
- オ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- カ. 水道法、下水道法、浄化槽法、水質汚濁防止法、河川法
- キ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク. 土壌汚染対策法
- ケ. 大気汚染防止法、悪臭防止法
- コ. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

- サ. 地球温暖化対策の推進に関する法律
- シ. エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ス. 電気事業法
- セ. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
- ソ. 騒音規制法、振動規制法
- タ. 高圧ガス保安法
- チ. 学校教育法、学校給食法、食育基本法、学校保健安全法、食品安全基本法
- ツ. 食品衛生法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- テ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ト. 循環型社会形成推進基本法
- ナ. 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- ニ. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ヌ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ネ. 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ノ. 健康増進法
- ハ. 警備業法、労働安全衛生法、その他各種のビル管理関係法律
- ヒ. 建設業法、その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- フ. 条例等
 - (7) 大分県建築基準法施行条例
 - (イ) 大分県環境基本条例
 - (ウ) 大分県生活環境の保全等に関する条例
 - (エ) 大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例
 - (オ) 大分県福祉のまちづくり条例
 - (カ) 中津市景観条例
 - (キ) 中津市環境基本条例
 - (ク) 中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例
 - (ケ) 中津市水道事業給水条例
 - (コ) 中津市情報公開条例
 - (サ) 中津市火災予防条例
- ヘ. その他関連法令、条例等

(2) 要綱・基準等

- ア. 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- イ. 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- ウ. 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- エ. 建築構造設計基準及び同基準の資料

- オ. 建築設計基準・建築設備設計基準
- カ. 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- キ. 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ク. 建築工事安全施工技術指針
- ケ. 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- コ. 建築物解体工事共通仕様書
- サ. 建設副産物適正処理推進要綱
- シ. ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ス. 学校給食実施基準
- セ. 学校給食衛生管理基準及び同解説
- ソ. 大量調理施設衛生管理マニュアル
- タ. 学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル
- チ. 調理場における衛生管理&調理技術マニュアル、学校給食調理従事者研修マニュアル
- ツ. 食に関する指導の手引
- テ. 学校給食における食中毒防止の手引き
- ト. 学校給食における食物アレルギー対応指針
- ナ. 学校環境衛生基準
- ニ. その他関連要綱、基準及びマニュアル

6 諸条件

(1) 前提条件

ア. 立地条件

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- (7) 事業予定地 : 中津市永添 2684 番 7
- (4) 敷地面積 : 14,005.37 m²（うち有効面積 11,848 m²）
- (ウ) 地域地区等 : 用途地域：工業地域（建蔽率 60%，容積率 200%）
- (エ) 接続道路 : ハツ並上ノ原線
- (オ) 給排水 : 上水道はハツ並上ノ原線に埋設。公共下水道の整備なし。
- (カ) 都市ガス : 敷設予定なし

イ. 敷地条件

本施設が立地する事業予定地の敷地条件に関しては、以下に示す資料を参照すること。

- (7) 敷地の現況 : 「資料 2 事業予定地地籍測量図」

- (イ) 敷地の地質及び地盤 : 「資料 3 事業予定地地盤調査資料」
 (ウ) 設備インフラ : 「資料 4 事業予定地設備インフラ現況図」

ウ. 運用開始期限

本施設は、令和 10 年 8 月 25 日から運用開始できるよう施設整備を行うこと。

(2) 学校給食の状況等

本市の学校給食の状況等は、次のとおりである。

ア. 学校給食の標準回数

令和 6 年度の学校給食の回数は、次のとおりである。

区分	標準回数
幼稚園	197 回
小学校	203 回
中学校	200 回

※給食実施校における 4 月から翌年 3 月までの 1 校あたりの給食実施予定回数を示している。なお、行事等により一部の配送校のみへの給食提供となる日もあるため、施設の稼働日数と一致しないことに留意すること。

イ. 主食回数

主食回数は、米飯週 3 回、パン週 2 回とする。

ウ. 学校の日程

学校の始業式・終業式の日程（令和 6 年度）は、次のとおりである。

区 分	始業式	終業式
1 学期	令和 6 年 4 月 8 日	令和 6 年 7 月 19 日
2 学期	令和 6 年 8 月 26 日	令和 6 年 12 月 24 日
3 学期	令和 7 年 1 月 8 日	令和 7 年 3 月 26 日

なお、中津市立学校管理規則における長期休業期間は次のとおりである。

区 分	期 間
学年始休業日	4 月 1 日から 4 月 7 日まで
夏季休業日	7 月 21 日から 8 月 24 日まで
冬季休業日	12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
学年末休業日	3 月 27 日から 3 月 31 日まで

(3) 配送校の提供食数

本施設が給食を提供する配送校及び配食数等は、「資料 5 配送校及び配食数等」のとおりであり、配送校の児童生徒数等の推移については、「資料 6 児童生徒推計」

を参考とすること。

提供食数については、給食実施月の前月 20 日頃までに、本市から事業者に予定食数を連絡する。社会見学など学級単位の変更は提供実施日の 1 週間前までに、個人単位の変更は提供実施日の前日の正午までに、本市から事業者連絡を行う。ただし、自然災害やインフルエンザの流行による学級閉鎖等により、急遽変更することがある。また、特別な行事等により、学校別に休みの時期がずれることがあり、若干の増減があることに留意すること。

(4) 配置職員数

本施設に勤務する職員は、場長及び栄養教諭、学校栄養職員等（以下「栄養教諭等」という。）の合計で 7 名程度を想定している。

(5) 献立作成・食材調達

本施設で調理する給食の献立（2 献立、副食 3 品（果物・添え物を除く）対応を前提とし、食物アレルギー対応食を含む。）については、栄養教諭等が案を作成する。食材については、献立に基づき本市にて食材を選定し、取扱業者に発注し、調達する（「資料 7 現状の中津市学校給食共同調理場（第一、三光、本耶馬溪、山国）の献立」参照）。

(6) 事業統括責任者の配置

事業者は、本市との連絡窓口を一元化するため、本事業全体についての総合的な調整・連絡を行う事業統括責任者を配置すること。また、事業統括責任者は、各業務が円滑に行われるよう関係者と情報共有を図り適切に業務を遂行すること。

第2. 設計業務

1 設計業務における基本的な考え方

本事業の設計業務については、ライフサイクルコストの縮減に配慮して計画すること。

(1) 施設計画の考え方

ア. 全体配置

進入口における交通安全対策を十分に図るほか、周辺環境や災害時の対応等に配慮した配置計画とすること。

また、敷地全体のなかでの配置バランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策等を考慮に入れ、均衡のとれた、死角の少ない施設配置とすること。

- (7) 周辺施設等への日照・臭気・騒音等に配慮した施設配置とすること。
- (4) 周辺に民間施設等が存在することから、騒音発生源（可燃物庫・不燃物庫、残渣処理室、室外機、給排気口等）を周辺に影響のない側に設置し、騒音が発生しにくい施設（防音シャッターの導入、駐車場出入り口の段差の平滑化、廃棄物等の回収車両がバックを必要としない動線の配置等）について検討すること。
- (ウ) 排気口の設置位置や施設の可燃物庫・不燃物庫の適正管理等により周辺への悪臭対策を検討すること。

イ. ゾーニング・諸室配置・動線計画

本事業により整備される各諸室は、維持管理・運営を効率的かつ効果的に行うことができるように配置するとともに、緊急時においてもスムーズに避難できるよう、適正な動線計画とすること。

(7) 給食エリア

- a. 食材の搬入から調理済食品の発送までの流れに基づき、調理能力及び献立数に応じた十分な広さの作業諸室をワンウェイになるようにレイアウトすること。
- b. 各諸室の作業内容を分析し、清浄度クラスに応じたゾーニングを行うこと。
- c. 各作業区域の境界には、間仕切、扉、床面の色別表示等、交差汚染のない仕様とすること。
- d. 人の流れを踏まえて、作業区域毎に前室を設けること。
- e. 廃棄物の搬出動線は作業区域毎に搬出可能なものとし、清潔度の低い作業区域から高い作業区域への搬出ルートは避けること。また、清掃道具庫を各エリアで設置すること。
- f. 微生物等による汚染を極力避けなければならない作業を行う区域（調理済食品の取扱い等）は、他の作業区画から隔壁により区画されていること。
- g. 可燃物庫・不燃物庫は、防虫防鼠のために、隔壁により食品を保存する各室

及び各下処理室並びに非汚染作業区域から完全に隔離されていること。

- h. 給食エリアのうち、汚染作業区域及び非汚染作業区域に設置する扉は、手を触れずに開閉できる非接触スイッチ（手かざしセンサー等）等の自動扉とすること。なお、感知式の自動扉を採用する場合には、センサー範囲を極限範囲としたセンサー式とする等とし、扉前面通過時に不要な開閉がないよう配慮すること。
- i. 給食エリアの温度及び湿度の管理のために、適切な場所に正確な温度計、湿度計を設置すること。
- j. 検収作業や配缶等の各工程において、適切な時間管理等を行えるよう、見やすい位置に電波時計を設置すること。

(イ) 一般エリア

- a. バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した計画とすること。
- b. 事務室は、良好な執務条件の確保や作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画とすること。
- c. 自然採光を十分に取り入れた執務環境、遮音性が高い快適な執務空間及びゆとりのある作業スペースの確保に留意して計画すること。
- d. 一般の来訪者が利用する諸室、廊下及びトイレ等については、調理従事者と来訪者の動線が交差しないように計画すること。

ウ. 必要諸室・什器・備品等

(ア) 必要諸室

本事業に必要な諸室は、次表の「参考諸室リスト」のとおりとし、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

表 参考諸室リスト（給食エリア）

区域	室 名
汚 染 作 業 区 域	・ 食材搬入用プラットホーム ・ 荷受室（①野菜、②肉・魚類、③調味料・乾物・その他） ・ 検収室（①野菜、②肉・魚類、③その他） ・ 泥落とし室 ・ 食品庫・調味料庫 ・ 調味料計量室 ・ 物品倉庫 ・ 冷蔵庫（室） ・ 冷凍庫（室） ・ 野菜類下処理室（根菜類、葉物類、果物類のレーン設置） ・ 肉・魚類下処理室 ・ 油庫 ・ 米庫 ※米庫には、保存用のスペースや、電気・上下水設備等は設置するが、必要となる設備の設置は含まない（設備の設置は、状況をみて別途本市が検討） ・ 可燃物庫・不燃物庫 ・ 食器・食缶等コンテナ回収用風除室 ・ 容器・器具洗浄室（①野菜、②肉・魚類） ・ 運搬用カート等洗浄コーナー ・ 残渣処理室
非 汚 染 作 業 区 域	・ 野菜上処理（切裁）室 ・ 揚げ物・焼き物・蒸し物室 ・ 煮炊き調理室 ・ 和え物室 ・ 炊飯室 ※炊飯室には、調理スペースや電気・上下水道設備等は設置するが、炊飯設備の設置は含まない（設備の設置は、状況をみて別途本市が検討）。 ・ アレルギー専用食調理室 ・ 添物用仕分室 ・ 配送用風除室 ・ 容器・器具・運搬用カート等洗浄室 ・ コンテナ室
そ の 他 の 区 域	・ 汚染作業区域前室 ・ 非汚染作業区域前室 ・ 調理従事者更衣室（男女） ・ 洗濯・乾燥室 ・ 調理従事者用トイレ

表 参考諸室リスト（一般エリア）

区域	室 名
市 専 用 部 分	・ 職員用事務室 ・ 湯沸し室（コーナーでも可。） ・ 書庫 ・ 倉庫 ・ 職員用更衣室 ・ 職員用トイレ
事 業 者 専 用 部 分	・ 事業者用事務室 ・ 書庫・倉庫 ・ 事業者用更衣室 ・ 休憩室 ・ 事業者用トイレ ・ 配送員用控え室
共 用 部 分	・ 多目的研修室 ・ 見学通路 ・ 玄関 ・ 来客用トイレ ・ 多目的トイレ
付 帯 施 設	・ 機械室 ・ 電気室 ・ ボイラー室 ・ 自家発電機 ・ 廃水処理施設 ・ 受水槽 ・ ゴミ置場 ・ 駐車場 ・ 駐輪場 ・ 門扉及び塀 ・ 防災備蓄倉庫

(イ) 什器・備品等

什器・備品等は、次表の「什器・備品等リスト（指定）」に基づき、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に則って調達・配置すること。その他運営に際して必要と考えられる什器・備品、消耗品については、事業者の提案により、同様に調達・配置すること。なお、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ、施設と一体化するものは、原則として、建設業務に含めるものとする。

什器・備品等リスト（指定）

諸室	品目	数量	備考
職員用事務室	事務机	適宜	7人分程度を想定
	椅子	適宜	
	複合機	1	コピー・プリンター、FAX 機能、A3 カラー対応、全庁系・校務系の2系統対応
	多機能電話機	適宜	
	冷凍冷蔵庫	1	500リットル程度
	ミーティングテーブル	1	テーブル及び椅子セット（6人用）
	ホワイトボード	2	予定表（壁掛）、ミーティング用（脚付）
	書棚	4	W1500×D400×H1850程度
	ごみ箱	適宜	
	電波時計	1	
職員用更衣室、洗濯・乾燥室	ロッカー	適宜	7人分程度を想定、W300×D500×H1800程度、施錠付き
	洗濯乾燥機	1	8kg程度
多目的研修室	会議用長机	15	W1800×D600×H700程度、キャスター付、スタックテーブル
	椅子	45	肘なし、専用台車
	映像・音響設備	一式	
	マイク・マイクスタンド	1	
	プロジェクター（天吊り式）	1	
	スクリーン	1	
	テレビ	1	65インチ
	BD・DVD再生機	1	
	演台	1	
	ホワイトボード	1	
	収納棚	1	会議の備品等を収納
	冷凍冷蔵庫	1	500リットル程度
	オープンレンジ	1	
	電波時計	1	

【参考】什器・備品等リスト（本市が調達）

諸室	品目	数量	備考
職員用事務室	全庁系パソコン	7	
	校務系パソコン	3	

エ. 仕上計画

仕上計画については、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく管理しやすい施設となるよう配慮し、特に外装については、使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。

また、使用材料は、「学校環境衛生基準」に基づいて、健康等に十分配慮し、ホ

ルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。仕上方法等の選定に当たっては、「建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、令和 6 年改定）」を適宜参考にすること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

建物外部の仕上げについては、次の点に留意すること。

- (7) 漏水による業務機能の停止は甚大な影響を伴うことから、屋根及び外壁面について十分な防水を講じること。特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及びコンクリートの打継部分等は、漏水を防止する措置を講じること。
- (4) 鳥類及び鼠族、昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造であること。具体的には、開放できる窓への防虫網の取付け、捕虫器の設置、換気用ダクトへの網の取付け、エアカーテンの設置及び排水トラップの設置等がなされていること。

建物内部の仕上げ（天井、床、内壁、扉及び窓等）については、次の点に特に留意すること。ただし、一般エリアについてはこの限りではなく、具体的には事業者の提案によるものとする。

- (7) 天井、内壁及び扉は、耐水性材料を用い、隙間がなく、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。
- (4) 床は、不浸透性、耐摩耗性、耐油性、耐薬品性を有し、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造であり、給食エリアの汚染作業区域及び非汚染作業区域はドライ仕様とすること。
- (ウ) 床面から高さ 1.0m までの内壁は、不浸透性材料を用いること。
- (エ) 壁と床面の境界には、アールを設け、清掃及び洗浄が容易に行える構造とすること。
- (オ) 高架の取付設備（配管及び照明器具等）、窓の凹凸等、塵埃の溜まる箇所は可能な限り排除すること。
- (カ) 給食エリアには、窓を極力設置しないことが望ましいが、設置する場合は、床面より 90cm 以上離すこと。なお、天窓は設置しないこと。
- (キ) 開閉できる構造の窓には、取り外して洗浄できる網戸等を設置すること。
- (ク) 窓を設置する場合は、温度・湿度の作業環境のコントロールを考慮すること。なお、法的に必要な排煙窓や特に衛生上配慮すべき箇所の窓については遮光型のパネルとすること。
- (ケ) 窓ガラスは、破損や飛散防止に配慮したものとする。
- (コ) 給食エリアの扉は、耐水性、防錆性、カート等の衝突を考慮した耐久性に配慮し、アルミ製又はステンレス製などの鋼製建具とすること。

- (サ) 前室と汚染作業区域・非汚染作業区域の往来動線に位置する扉及びカート、コンテナ類の動線上に位置する扉は、非接触スイッチ（手かざしセンサー等）等の自動扉とすること。
- (シ) 天井の水滴を防ぐとともに、かびの発生の防止に努めること。

オ. ユニバーサルデザイン

高齢者・障害者等を含むすべての施設利用者（見学者等）が本施設（外構・敷地へのアプローチを含む。）を不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(2) 周辺環境・地球環境への配慮

ア. 地域性・景観性

地域及び事業予定地周辺との調和を図りつつ、地域に親しまれる景観を創ること。
また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。

イ. 環境保全・環境負荷低減

地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用すること。

また、再生可能エネルギーの利用、自然採光の利用、雨水の再利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ることとし、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。
建設工事にあたっては、低公害型・省エネルギー型の建設工事機械の導入に努めること。

(3) 構造計画の考え方

本施設の構造計画については、次の適用基準に基づいて計画し、建築基準法によるほか、日本建築学会諸基準、「建築物の構造関係技術基準解説書 2020 年版（国土交通省住宅局建築指導課他編集）」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」等に準拠すること。なお、これらの基準等の見直しが行われた場合には、変更後の基準に準拠すること。

ア. 施設の建築構造体の耐震安全性の分類

本施設の構造体耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」のⅡ類とする。

イ. 施設の建築非構造部材の耐震安全性の分類

本施設の非構造部材の耐震安全性能分類は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の B 類とする。

ウ. 建築設備の耐震安全性の分類

設備の耐震対策については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部、平成 25 年）」の乙類とする。

(4) 設備計画の考え方

設備計画については、「建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和 6 年版）」、「学校給食衛生管理基準」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。

更新性、メンテナンス性、緊急の修繕への対応を考慮した計画とすること（地下に配管ピットやメンテナンススペースを設ける等）。

各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにすること。

機器の稼働に伴う騒音・振動は各種の基準値を遵守することはもとより、地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線の採用を積極的に行うこと。

省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。

防虫等に配慮しつつ、騒音・臭気について事業予定地周辺の施設等に配慮した設備計画とすること。

本施設内の職員用事務室、多目的研修室、休憩室等に要求される適切な静寂性を保つため、騒音・振動対策を講じること。

設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を計画すること。

必要に応じて凍結防止対策を講じること。

ア. 電気設備

(7) 照明器具・電灯、コンセント設備

- a. 照明器具・電灯、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行うこと。また、停電時でも電力が使用できる重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- b. 照明は LED 照明とすること。また、省エネルギー型器具等の採用、トイレや人通りの少ない通路に人感センサー等の採用を積極的に行うこと。
- c. 吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置などで容易に保守管理ができるようにすること。
- d. 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。

- e. 各室において、照明の一括管理ができるようにすること。
- f. 照明設備は、食材を検収する検収室では作業台面で 750 ルクス以上、調理に関する下処理室、煮炊き調理室、和え物室、揚げ物・焼き物・蒸し物室、洗浄室では作業台面で 500 ルクス以上、これら以外の休憩室、トイレ及び廊下等では作業台面で 200 ルクス以上の照度を得ることができる設備とし、さらに、必要に応じて手元灯等を設置する等、十分な明るさが得られるよう計画すること。
- g. 照明は、食材の色調に影響を与えないものであること。
- h. 照明装置には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けること。ただし、電球等の取替えや清掃が容易にできるよう工夫すること。

(イ) 誘導支援設備

- a. 外部からの出入口等の必要箇所（食材搬入口や玄関等）には、インターホン等を設置すること。
- b. 多目的トイレに呼び出しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置し、職員用事務室、事業者用事務室等に表示盤を設置すること。

(ウ) 電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備

- a. 電話、施設内放送及びテレビ放送受信設備を設置し、配管配線工事を行うこと。
- b. 給食エリア及び一般エリアにおいて、職員応答等のため、内線電話設備等を設置し、配管配線工事を行うこと。
- c. 情報通信設備については、本市の情報ネットワークに接続可能な複数の情報回線を引き込む配管配線工事を行うこと（将来的な OA 拡充にも対応可能なよう整備すること。）。また、調理員等による献立内容の説明や調理作業等の動画を配送校の各学級で見ることができるようにするなど、本施設と学校が連携して食育を実施できることが望ましい。
- d. 職員用事務室、事業者用事務室及び会議室等に一般の通信ネットワークへ接続可能な配管配線工事を行うこと（5 回線程度を予定）。

(I) 受変電設備

- a. 受変電設備は、メンテナンスしやすいように配慮して設置を計画すること。

イ. 空調換気設備

(7) 空調設備

- a. 空調及び換気設備は、調理加工工程側から食材受け入れ側又は外側に向かって空気が流れ、かつ、下処理室及び食材を取り扱う場所等とそれ以外の場所の空気の循環が別に行われるように設置すること。
- b. 調理エリア（給食エリア内の調理に係るエリア。以下同様）及び洗浄室には、温度（25℃以下）、湿度（80%以下）のコントロールができる空調設備を設けること。この場合、空調用の空気の取り入れ口は、塵埃や水が空調設備に入ることを防ぐため、これらの発生する場所から離して設置すること。
- c. 空調設備は、作業場の床を翌朝までに乾燥させる能力を有していること。
- d. 洗浄室は、洗浄時においても、衛生管理上、高温多湿にならないよう配慮すること。
- e. その他諸室の空調設備については、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- f. 空調及び換気設備の計画に当たっては、天井等が結露しないようにすること。

(4) 換気設備

- a. 調理エリアの水蒸気、熱気等の発生する場所には、これらを強制排気する設備を設けること。排気による蒸気、煤煙、臭気等が周辺地域に悪影響を及ぼすことがないように適切な対策を行うこと。特に、揚げ物・焼き物・蒸し物室には、臭気を低減するよう脱臭装置を設置すること。
- b. 調理エリアには、適当な位置に、新鮮な空気を十分に供給する能力を有する換気設備を設けること。なお、外気を取り入れる換気設備にも温度調節が可能な機能を付加すること。
- c. 外気を取り込む換気口には、汚染された空気や衛生害虫等の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取付けが容易に行える構造のものとすること。
- d. その他諸室の換気設備は、その用途・目的に応じた換気システムを採用し、シックハウス対応に十分配慮すること。

(7) 自動制御設備

- a. 空調設備と換気設備は、遠方発停制御が可能とすること。

(I) 熱源設備

- a. 地球環境やライフサイクルコストに十分配慮したシステムを適切に採用すること。

ウ. 給排水衛生設備

(7) 給水設備

- a. 給水設備は、各器具において、必要な水量・水圧が定常的に確保でき、かつ、効率よく使えるシステムとすること。
- b. 飲料水及び蒸気又は 80℃以上の熱湯を十分に供給しうる設備を適切に配置すること。
- c. 冷却水のパイプその他の供給パイプで、水滴が発生しやすい部分は、断熱被覆を行う等、食材の搬入から調理済食品の配送までの流れの中で、水滴による汚染を防止するための措置を講じること。
- d. 飲料水以外の水を使用する場合は、独立したパイプで送水し、パイプにその旨を注意書きし、色分け等により区分を明確にすること。
- e. 殺菌のため塩素を添加する場合は、蛇口で 0.1mg/リットル以上の遊離残留塩素を保つような連続塩素注入装置を備え、衛生面に配慮すること。
- f. 食材に直接接触する蒸気及び食材と直接接触する機械器具の表面に使用する蒸気の供給設備は、飲料水を使用し、かつ、ボイラーに使用する化合物が残留しない機能を有すること。また、その配管には濾過装置を設け、ステンレス製とすること。
- g. 給水設備は、必要に応じて防錆機器を設置すること。
- h. ボイラー、受電設備等のユーティリティー関連機器は、衛生上支障のない適当な場所に設置され、それぞれ目的に応じた十分な構造及び機能を有すること。
- i. 受水槽内に汚れ及び錆が認められないこと。
- j. 受水槽は、不浸透性の材料を用い、密閉構造とする。また、内部は清掃が容易で、かつ、施錠のできる構造であること。
- k. 受水槽の出水口は、先に入った水の滞留を防ぐため、タンクの底部に設けられていること。
- l. 受水槽の容量は、災害発生時に炊出しを実施することを考慮して計画すること。また、災害時に給水設備として利用できるよう専用蛇口等を設置すること。

(4) 排水設備

- a. 汚水、雑排水は適切に処理すること。

- b. 排水設備は、十分な臭気・騒音対策を講じること。
- c. 給食エリア内の排水を事業予定地外に排出する配管は、廃水処理施設に接続されていること。この場合、廃水処理施設からの逆流を防止すること。
- d. グリストラップを設けること。グリストラップは防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造かつ車両の乗り入れ及び清掃が容易な構造とすること。
- e. 下処理室その他の汚染作業区域の排水が調理室内を通過しない構造とすること。
- f. 冷却装置が備えられている場合、その装置から生じる水は、直接室外へ排出されるか、直接排水溝へ排出されるよう計画すること。
- g. 冷却コイル、エアコンユニット及び蒸気トラップからの排水は、専用の配管で、調理エリア外へ排出できる構造とすること。
- h. ドライ仕様部分における調理機器等の水洗い洗浄による排水に配慮すること。
- i. 調理エリア等、必要な部分に排水溝（路）を設けること。
- j. 豪雨における排水を含め、一定量以上の水量や汚水を排除しようとするときは、排水量調整を行ったうえで、排除基準値以下まで汚染物質を除去（汚水処理）すること。

(ウ) 衛生設備等

- a. 衛生設備については、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。
- b. 多目的トイレについては、ユニバーサルデザインに配慮した仕様とすること。
- c. トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すること。
- d. 調理従事者用トイレ及び職員用トイレは衛生面等に配慮した扉とし、調理衣を着脱できるスペース（調理衣掛け、帽子・マスク等の棚等も含む。）を設けること。個室には専用の手洗い設備を備えること。
- e. 手洗い設備の排水が床に流れないように工夫すること。

エ. その他設備

(7) 靴殺菌設備

- a. 前室に靴の底、側面及び甲が殺菌できる設備を設けること。

(4) 防虫防鼠設備

- a. 調理エリアの調理従事者等の出入口は二重扉とし、その間を暗通路とするか、出入口に昆虫を誘引しにくい照明灯を設置する等、昆虫、鼠族等が施設内に侵入しにくいよう工夫すること。
- b. 排水溝には、確実に防鼠できる蓋を備えること。

- c. 吸気口及び排気口については、確実に防虫できるネットを備えること。ただし、フィルターを設置した場合にはその限りではない。
- d. 給水管、給ガス管、排水管、給電コード、排煙ダクト及び冷媒チューブ貫通部分等は、防虫防鼠のために隙間がない構造とすること。

(ウ) 洗浄・殺菌用機械・清掃器具収納設備

- a. 衛生上支障がない位置に収納場所を設け、ドライ仕様で掃除機等必要な数の用具を備えること。
- b. 調理エリア及び一般エリアでは、電源・温水が出る専用蛇口の確保など、機械器具、施設の洗浄・消毒が円滑に行えるような構造とすること。
- c. 各設備の材質は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性とすること。

(イ) 小荷物専用昇降設備・エレベーター

- a. 必要に応じて、小荷物専用昇降機を設置し、多目的研修室に試食用の給食等を運搬しやすいよう工夫すること。
- b. 車椅子使用者が利用する諸室を1階以外の階に配置する場合は、障害者仕様エレベーター（地震管制システム付きとしP波、S波を感知できる性能とすること。）を設置すること。

(オ) 防塵対策

- a. 塵埃など外部からの汚染を防止するための対策を講じ、調理室を清潔に保つ工夫をすること。

(カ) その他

- a. 本施設及び敷地全体の防犯・安全管理上、監視カメラを必要な箇所に設置し、モニターによる一元管理を行えるものとする。
- b. 警備システムについては適切に整備すること。
- c. 作業モニタリングを目的とし、主要な調理室において作業状況を確認できる位置にカメラの設置を行い、職員用事務室にモニターを設置すること。

(5) 周辺インフラとの接続

ア. 上水道

- (7) 管理者への確認、調整を行うこと。引き込み方法等については、「資料4 事業予定地設備インフラ現況図」に示すとおり、本市側で行う造成工事の際に整備を行う。引き込みについては事業者の提案により口径を変更することを妨げるものではないが、当該変更に伴う水道給水工事の分担金は事業者の負担とする。

イ. 下水道

- (7) 整備なし

ウ. 電力

- (7) 供給事業者への確認、調整を行うこと。引き込み方法等については、事業者の提案による。

エ. ガス

- (7) 供給事業者への確認、調整を行うこと。供給方法等については、事業者の提案による。
- (4) 工事費用、施設設置負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。

オ. 電話

- (7) 通信事業者への確認、調整を行うこと。引き込み方法等については、事業者の提案による。

(6) 防災安全計画の考え方

ア. 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い施設とするほか、火災時の避難安全対策や強風対策及び落雷対策に十分留意すること。

特に、吹抜け等の落下の危険が予想される箇所については、安全柵やネット等を設けて、十分な安全性を確保すること。ガラス面については、強化ガラスや飛散防止フィルムを採用する等により安全性を確保すること。

イ. 警備保安の充実

夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意すること。また、本施設周辺の通路部分には、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

ウ. 災害時の対応

- (7) 大規模災害時において、炊き出し用の設備を整備すること。なお、使用する釜の熱源は、電気、ガス等の供給遮断を考慮し（例えば電気釜として自家発電を見込むなど）、単独での使用、災害時での使い易さ、熱源調達の容易さを踏まえ、提案すること。

- (4) 炊き出し作業（防災備蓄倉庫に保管する移動式回転釜を使用し、汁物の調理を基本とし、2釜を2回転（計2,000食程度）、1日3回（計6,000食）の炊き出しを想定）が行えるよう、照明など最低限必要となる設備等が3日間は稼働できるように電源を確保すること（職員用事務室内の電源を含む。）。なお、災害用発電設備の容量については費用対効果等を踏まえ、整備すること。

2 設計業務対象施設に係る要件

事業者は、2献立対応を前提として、7,100食／日（食物アレルギー対応食120食／日を含む。）の給食を無理なく調理できる本施設を整備すること。

本施設は、HACCPの概念に基づく学校給食衛生管理基準等に準拠するとともに、HACCPの概念を取り入れ、衛生的かつ安全な学校給食の提供及び食育に資する施設であること。

(1) 給食エリア

区域	室名	内容
汚染作業区域	食材搬入用プラットフォーム	a. 食材搬入を円滑に行えるようにプラットフォームを設けること。 b. 食材搬入口は、食材による相互汚染の防止に配慮するため、複数の搬入口を設けること。 c. 台車等の転落を防止するための対策を行うこと。 d. 納入業者用の手洗い場を設置すること。 e. 底を設け、直射日光や雨等の進入に配慮すること。 f. インターホンを設置すること。
	荷受室	a. 野菜類荷受室、肉・魚・卵類荷受室、調味料・乾物・その他荷受室の3室を設けること。 b. 上記の荷受室と別に、ジャム、チーズ等を受け入れるデザート添物荷受室を設置すること。なお、衛生上支障がない場合は、コンテナ室側に設置することも可とする。 c. 地場産品の受け入れに向け、保管と仕分けが安全にできるよう十分な広さを確保すること。 d. 食材搬入用プラットフォームとの開口部には、物資の搬入に支障のない扉（スライド式）又はシャッター（必要に応じて粉塵等の巻上げ防止対策を講じること。）を設置すること。 e. 外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するため、エアカーテンを設置すること。
	検収室	a. 検収室は、野菜類検収室、肉・魚・卵類検収室、調味料・乾物・その他検収室の3室を設置すること。 b. 学校給食衛生管理基準に基づき、検収室には、原材料保存食50gを2週間保存できる冷凍庫を設置すること。 c. 検収室から下処理室へは人が出入りできること。

区域	室名	内容
汚染作業区域	泥落とし室	a. 地元の規格外の農産物や泥付きの根菜類等処理できるスペースや設備を確保すること。 b. 根菜類（じゃがいもなど）の処理が可能な球根皮むき機を設置すること。また、球根以外の野菜の泥落としや根切り等を行うためのシンクを設置すること。 c. 野菜下処理室とはパススルーとすること。また、野菜下処理室への泥の侵入を防止するための対策を行うこと。
	食品庫・調味料庫	a. 食品庫・調味料庫は、缶詰・調味料等を適切な温度・湿度で保管又は保存すること。 b. 納入サイクルを考慮して2献立を2週間分程度保管できるスペースを確保すること。
	調味料計量室	a. 調理工程や調理容量ごとの材料や調味料の仕分けを適切な温度・湿度で行うこと。 b. 専用の冷蔵庫を設置すること。
	物品倉庫	a. 物品倉庫は、食品・調味料以外の物品を保管する室（庫）とし、食品庫・調味料庫とは別に設けること。なお、衛生上支障がない場合は、キャビネット等で物品を保管する計画も可とする。
	冷蔵庫（室）、冷凍庫（室）	a. 専用容器に移し替えた食品を、適温で冷蔵・冷凍保存すること。 b. 野菜類と肉・魚・卵類を区分して冷蔵・冷凍すること。 c. 扉は検収室側と下処理室側に設けること。
	野菜類下処理室、肉・魚類処理室	a. 野菜類下処理室には、根菜類・葉物類・果物類の専用レーンを設けること。なお、果物類のレーンは、果物類を扱わない日には、他の作業レーンとして使用することを可とする。また、全てのシンクは3槽以上とすること。 b. 肉・魚類下処理室には、食品の解凍、下味、衣付けの作業スペースを確保すること。また、卵や豆腐類を扱う専用のレーン及び冷蔵庫を設置すること。 c. ビニール等の梱包容器で納入された食品の開封、区分処理を行うこと。 d. 各下処理室から各種の調理室への食材の動線は、交差汚染を防止するため、パススルーとして配置すること。 e. 肉・魚類の下処理後は調理開始まで、10℃以下で適切に管理可能な設備を適切に整備すること。 f. 地場産物（規格外の野菜等）を使用するため、十分な作業スペースの確保や設備を設置すること。
	油庫	a. 揚げ物機等に使用する油の保管・保存及び廃油の保管を行う室（庫）を設置すること。 b. 油の納品・回収作業に配慮した構造とし、他の食品との動線が交差しないこと。なお、タンクローリーまたは一斗缶により納品を行うことを予定している。 c. 廃油回収業者が月2回程度、廃油を回収するため、廃油回収用の廃油タンクを設置すること。 d. 清掃専用水栓及び用具庫等を設置すること。 e. 油を貯留する場所には、オイルトラップ（防油堤）を設置するなど、流出防止対策を講ずること。

区域	室名	内容
汚染作業区域	米庫	a. 将来的に米飯調理を行わなければならない事態になっても対応できるように、供用開始時点では、精白米7,100食を3日分貯米し、温度・湿度の管理を適切に行えるよう、電気及び上下水設備等を整備しておくこと（供用段階では炊飯設備の設置は不要である）。 b. 炊飯室への連続式炊飯システムの導入を想定した構造とすること。なお、洗米室の設置の有無は提案に委ねるが、衛生面に配慮して米庫及び炊飯室との連携を行うこと。
	可燃物庫・不燃物庫	a. 検収室や下処理室で発生した残渣以外の可燃物、不燃物を一時保管する室として適切に整備すること。 b. 提供する食数に対応し、本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとする。 c. 外部からの回収に配慮して計画すること。
	食器・食缶等コンテナ回収用風除室	a. 配送車からコンテナ、食器・食缶等の積みおろしを行う場所として回収用風除室を整備すること。 b. 回収口にはシャッター（必要に応じて粉塵等の巻上げ防止対策を講じること。）及びエアカーテンを設け、外部からの鳥、犬猫などの動物、虫、砂塵等の侵入を防止するため、ドックシェルターを設置すること。なお、数種類の配送車両を調達する場合は、それぞれの規格に応じたドックシェルターを設けること。 c. 配送車の駐車スペースには、雨等の吹き込みに配慮して庇を設けること。
	容器・器具洗浄室、運搬用カート等洗浄コーナー	a. 容器・器具洗浄室は、検収室用・下処理室用として、野菜類用と肉・魚・卵類用に区分して設置すること。また、保管庫（殺菌、乾燥機能付）を設置すること。 b. 運搬用カート等洗浄コーナーを設けること。 c. 洗浄室は、壁、扉によって他の諸室から区画し、扉は、密着性の良い状態を保つことができるものとする。
	洗浄室	a. 回収したコンテナ、食器・食缶等を、それぞれの専用洗浄機で洗浄するための設備を設置すること。 b. 十分なコンテナ滞留スペースを設けること。 c. 運搬用カート等洗浄コーナーを設けること。 d. 洗浄室は、壁、扉によって他の諸室から区画し、扉は、密着性の良い状態を保つことができるものとする。 e. 洗浄作業時の騒音及び暑さ対策を考慮した計画とすること。
	残渣処理室	a. 厨芥脱水機・粉碎器等、残渣の減量を図る設備を設置すること。 b. 残渣を堆肥化する設備を設置すること。 c. 各諸室で発生した残渣等について、配管を用いて残渣庫に運搬可能なシステムを整備すること。 d. 臭気、腐敗対策を十分に行うため、残渣処理室は本施設内に設置し適切に温度管理すること。また、近隣への影響が最小となるよう配慮すること。 e. 床面等の仕上げは、清掃しやすい構造とし、排水が他の諸室に流出しない構造とすること。なお、清掃専用の給水、給湯及び用具庫等を設置すること。

区域	室名	内容
非汚染作業区域	野菜上処理 (切裁) 室	a. 下処理した野菜等を切断、仕分けし、各調理室に送るための室又はスペースを確保すること。 b. 食品を手切りするためのスペースを十分確保すること。 c. 移動式のフードスライサー、さいの目切り機及び高速ミキサーを設置すること。
	揚げ物・焼き物・蒸し物室	a. 最大 7,100 食/日の揚げ物、焼き物及び蒸し物の調理を行い、配缶するための設備を設置すること。 b. 調理前の食品と調理後の給食を運搬する動線が、交差しないよう配慮すること。 c. ソース・たれ等の調理を行うための釜を備えること。 d. 揚げ油は酸化測定後に使用すること。衛生上問題なくポンプ等で自動的に注入・排出できるよう計画すること。 e. 近隣への影響を最小とするため、臭気を低減するための脱臭装置を設置すること。
	煮炊き調理室	a. 最大 7,100 食/日の煮物・炒め物・汁物の調理を行い、配缶するための設備を設置すること。 b. 調理釜の配置は、調理前の食品と調理後の給食を運搬する動線が、交差しないよう配慮すること。 c. 調理室は、2 献立を調理する際に複数の釜での調理や配缶作業を同時に行うことから、献立ごとにレーンを分けるとともに、十分な作業スペースを確保すること。 d. 回転釜の数量等については、同日の調理作業において、釜を洗浄して 2 度調理に使用するなどのいわゆる 2 回転調理や使い回しなどが無いよう十分な数を設置すること。また、幼稚園、小学校と中学校では可能な限り別の釜を使用することとし、極力手作りの給食を行うことを前提として余裕を持って計画すること（麺ゆで釜、下ゆで釜）。 e. 保存食用冷凍庫を設置すること。
	和え物室	a. 最大 7,100 食/日の和え物の調理を行い、配缶するための設備を設置すること。 b. 和え物準備室（コーナーでも可）には、和え物に使用する食材を加熱するための蒸し器及び釜を設置すること。また、和え物に使用する食材は蒸し器で加熱することを基本とする。 c. 和え物室には、真空冷却機または食品加熱冷却器などの、衛生的に温度管理ができる機器を設置すること。また、冷却後の温度管理のための冷蔵庫又はチルド庫を設置すること。なお、冷却前と冷却後の食材が混在しないようパススルーとして配置すること。 d. 食缶用蓄冷剤を保管する冷凍庫を設置すること。 e. 果物用カット機械及び高速ミキサーを設置すること。

区域	室名	内容
非汚染作業区域	炊飯室	a. 将来的に本施設で米飯調理を行うことを想定しており、供用開始時点では、電気・上下水道設備を設置すること。白米だけでなく、炊き込みご飯や混ぜご飯など多様な献立に対応可能な設備の導入を想定している。 b. 最大 7,100 食分の炊飯が可能な連続式炊飯機を設置することを想定しており、連続式炊飯システムは、米庫・洗米室と連携できるように計画すること。 c. 混ぜご飯の具材調理用の釜を設置することを想定している。 d. 炊飯釜の洗浄を行うエリアと、米飯をほぐし、混合、配缶等の作業を行うエリアは、調理従事者や台車等の往来を防ぐための方策や洗浄水の飛沫による炊飯・配缶ラインの二次汚染防止対策を講じること。
	アレルギー専用食調理室	a. 最大 120 食／日の食物アレルギー対応食（除去食・代替食）の個別調理（炊飯を含む。）を行い、配缶するための設備を設置すること。 b. 食物アレルギー専用食調理室は、食材や作業の動線に留意し、通常食との交差によるアレルゲンの混入、誤配が起らないよう十分配慮するとともに、きめ細かで柔軟な対応を可能な限り工夫すること。 c. 出入口の扉は、意図せず開かない非接触スイッチ（手かざしセンサー等）等の自動扉とすること。 d. 搬送に使用する個食配送容器の保管庫を設けること。 e. 食物アレルギー対応調理に使用する器具は、食物アレルギー対応食専用の器具とすること。
	配送用風除室	a. 配送車へのコンテナ、食器・食缶等の積み出しを行う場所として配送用風除室を整備すること。 b. 搬出口にはシャッター（必要に応じて粉塵等の巻上げ防止対策を講じること。）及びエアカーテンを設け、外部からの虫、砂塵等の侵入を防止するため、ドックシェルターを設置すること。なお、数種類の配送車両を調達する場合は、それぞれの規格に応じたドックシェルターを設けること。 c. コンテナの数量、予定する配送工程等を総合的に勘案して、十分な数の搬出口及びスペースを確保すること。 d. 配送車の駐車スペースには、雨等の吹き込みに配慮して庇を設けること。
	容器・器具洗浄室、運搬用カート等洗浄コーナー	a. 容器・器具洗浄室は、非汚染作業区域の各調理室用として設置すること。可能であればさらに和え物室用を区分することが望ましい。また、器具消毒保管庫を設置すること。 b. 運搬用カート等洗浄コーナーを設けること。 c. 洗浄室は、壁、扉によって他の諸室から区画し、扉は、密着性の良い状態を保つことができるものとする。

区域	室名	内容
作業区域 非汚染	コンテナ室	a. 各調理室で調理品を配缶した食缶をコンテナに積み込み、配送用風除室に送るため、コンテナの数量に応じた十分な広さを確保すること。 b. 洗浄したコンテナ、食器・食缶等を消毒し、保管すること。
	デザート添物仕分室	a. デザート添物仕分室は、冷凍デザートやヨーグルト、カット果物、ジャム・チーズ等の添物等を数える室とし、コンテナ室と隣接して設置すること。デザート添物仕分室とデザート添物荷受室が行き来できる扉を取り付け、保管用の冷蔵庫・冷凍庫、添加物（ジャム等）の仕分けに使用できる作業用移動台、パンラックを設置すること。 b. デザート・添物の納品量を考慮して、適切な広さを確保すること。
その他の区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室	a. 各作業区域への入口に前室を設置し、靴を替え、作業着・エプロン等に付着する毛髪、糸くず、ほこり等を取り除き、手指を洗浄、消毒するための設備を設置すること。 b. 非汚染作業区域への入口には、上記に加えエアシャワーを設置し、外部からの汚染を防止するよう工夫すること。 c. 出入りする扉は、意図せず開かない非接触スイッチ（手かざしセンサー等）等の自動扉とすること。 d. 調理エリアの各区画の入口及び必要な箇所に、調理従事者等の数に応じた手洗い場を設置すること。 e. 靴及び作業着・エプロン等の殺菌消毒保管庫を適切に設置すること（栄養教諭等の設備を含む。）。
	調理従事者更衣室（男女）	a. 調理従事者等の数及び男女比率に応じた十分な広さの更衣室を男女別に設置し、清潔な作業着と汚染された作業着及び調理従事者等の私服を区別して保管できる設備を有すること（汚染された作業着等は、翌日使用しないものとする。）。 b. シャワー室を設置する場合は、調理従事者等の数及び男女比率に応じて男女別に設置すること。
	洗濯・乾燥室	a. 洗濯・乾燥室は、職員用と事業者用それぞれ設置すること。 b. 事業者用の洗濯・乾燥室には、汚染用作業区域用・非汚染作業区域用に区分し、必要な数の洗濯機及び乾燥機を設けること。 c. 屋外では乾燥せず、洗濯・乾燥室において乾燥すること。
	調理従事者用トイレ	a. 調理従事者用トイレを男女比率に応じて男女別に設置すること（すべて洋式便器とする。）。また、便座は、温水洗浄便座及び暖房便座とすること。 b. 開口部は調理エリアに直接つながっておらず、完全に隔離されていること。 c. トイレの前室として調理衣を着脱できるスペース（調理衣掛け、帽子・マスク等の棚等も含む。）と手洗い設備を設けること。 d. 個室には専用の手洗い設備を備えること。なお、個室の手洗い設備には、直接手指で触れない自動温水給水栓、手洗いシンク、手洗い用石鹸液、ペーパータオル、消毒剤及び足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。

(2) 一般エリア

区域	室名	内容
本市専用部分	職員用事務室	a. 栄養教諭等が執務する室とし、玄関ホールに面し、食材料業者、見学者、研修会参加者等の来訪者の訪問を容易に確認できる位置とし、受付窓口を設けること（直接これらの来訪者を視認できない場合は、来訪者を映し出すモニター等を設置することでも可とする。）。 b. 職員用事務室から直接汚染・非汚染作業区域の前室に入場しやすい配置、動線等となるよう計画すること。 c. 打合せスペースを設けること。 d. フリーアクセスフロアとすること。 e. カーテン若しくはブラインドを設置すること。 f. 調理場内の各部屋を見ることが出来るモニターを設置すること。
	湯沸し室	a. 給湯室又は給湯コーナーには、流し台、吊戸棚、給湯器及び冷凍冷蔵庫を設置すること。
	書庫・倉庫	a. 本市の書類を保管する書庫及び備品等を保管する倉庫を設けること。
	職員用更衣室	a. 事務室に隣接して、更衣室を男女別に設けること。なお、男女比の想定は男 2：女 8 とし、将来の職員の男女比率の変化に対応しやすい計画とすること。 b. 更衣室にはロッカーを設け、更衣スペース付近には目隠し用カーテン等を設けること。
	職員用トイレ	a. 職員用トイレを男女比率に応じて男女別に設置すること（すべて洋式便器とする。）。また、便座は、温水洗浄便座及び暖房便座とし、擬音装置を設けること。なお、男女比の想定は男 2：女 8 とする。 b. 開口部は調理エリアに直接つながっておらず、完全に隔離されていること。 c. 個室には専用の手洗い設備を備えること。なお、個室の手洗い設備には、直接手指で触れない自動温水給水栓、手洗いシンク、手洗い用石鹼液、ペーパータオル、消毒剤及び足踏み開閉式ごみ箱を設置すること。
事業者専用部分	事業者用事務室	a. 事業者が想定する利用方法に応じて計画すること。ただし、施設管理設備を設置すること。
	書庫・倉庫	a. 必要に応じて書庫・倉庫等を設けること
	事業者用更衣室	a. 事業者が想定する利用方法に応じて計画すること。
	休憩室	a. 事業者が想定する利用方法に応じて計画すること。ただし、換気扇を設置する等、感染症等の感染予防に配慮すること。
	調理従事者用トイレ	a. 調理従事者用トイレを男女比率に応じて男女別に設置すること。
	配送員用控え室	a. 配送員が業務前等に待機する場所として整備すること。

区域	室名	内容
共用部分	多目的研修室、見学通路	a. 多目的研修室は、長机等を利用し、40名程度が研修、試食会等ができるスペースを確保すること。 b. 見学者用の手指を洗浄、消毒するための設備を設置すること。 c. 動画の視聴や食に関する教育等が実施できるよう設備を設置すること。 d. 小会議利用も可能とし、かつ、机及び椅子を保管する倉庫（収納棚を含む）を設置すること。 e. カーテン若しくはブラインドを設置すること。 f. 見学窓からは少なくとも煮炊き調理室が見学できるようにし、見学窓から直接目視できない調理室等にはカメラの設置を行い、モニターで視聴できるようにすること。
	玄関	a. 外部からの出入口は、昆虫等の侵入を極力防止できるよう工夫すること。なお、一般外来者が使用する外部からの出入口（玄関）については、自動開閉式の扉等で風除室を設けること。 b. 職員及びその他の利用者は、玄関部分で外履きから内履きに履き替えるものとし、来客用の下足箱、スリッパ、傘立て、手指消毒装置を設置すること。
	来客用トイレ、多目的トイレ	a. 来客用トイレは、多目的研修室に近接して設け、40名程度が一堂に会した場合でも無理なく使えるよう、男女比等を考慮して適切に計画すること。 b. 多目的トイレを設置し、ユニバーサルデザインに配慮すること。 c. 温水洗浄便座及び暖房便座とし、多目的トイレにはオストメイト、ユニバーサルベッドなどの設備、緊急呼び出し設備を設けること。 d. 擬音装置を設けること。 e. 手洗い設備及び洗浄消毒薬設備等は、手を直接触れずに操作できる設備とすること。
	その他	a. 車椅子対応としてエレベーター1基を設置し、廊下・スロープ等は、ユニバーサルデザインとし、利用者が支障なく通行できる幅を確保すること。また、玄関ポーチにはスロープを設け、車椅子に対応できるようにすること。 b. 案内表示も含め、施設の案内板を、カラーユニバーサルデザインに配慮し、シンプルかつ大きな文字のデザインで、施設内部及び敷地内の分かりやすい位置に設置するなど、適切にサイン計画を行うこと。 c. 各諸室の扉には、それぞれ適切なドアストッパーを必要に応じて用意すること。 d. AED（自動体外式除細動器）を、一般市民を含め、誰でも使用できるよう、分かりやすい場所に1台以上設置すること。

区域	室名	内容
付帯施設	機械室、電気室、ボイラー室、自家発電機	a. 機械室、電気室、ボイラー室は、メンテナンスを考慮して適宜設置すること。 b. 停電対策として3日間の稼働（防災備蓄倉庫を含む）が可能な自家発電機を設置すること。
	廃水処理施設	a. 廃水処理施設は、建物と分離して設置すること。また、配送車等の通行の妨げとならない位置に設置し、脱臭設備を設けるとともに、騒音等に十分留意すること。
	受水槽	a. 施設の給水のための受水槽を設置すること。なお、災害時でも機能（防災備蓄倉庫を含む）するよう配慮すること。
	ゴミ置き場	a. 残渣以外の廃棄物（ダンボール等）を保管する庫とする。 b. 本施設の内部に設置する場合は、壁で囲う、他室と内部の動線でつながっていない等、衛生面に配慮すること。ただし、衛生面に十分な配慮を行った場合には、可燃物庫・不燃物庫と兼用することも可とする。 c. 防鼠のために、隔壁で区画されていること。 d. ゴミ収集車の停車位置や運搬動線に配慮して、廃棄物保管スペースを設けること。 e. 提供する食数に対応し、本市の分別方法や収集内容に十分対応できるものとする。 f. 清掃及び手洗い等用の立水栓を設置すること。
	駐車場	a. 来客用・職員用あわせて10台程度及び事業者用は必要台数を適宜確保すること。なお、業務従業者は時間帯を分散しての通勤とするなどの工夫により、できる限り周辺交通への影響を抑制すること。 b. 駐車場の仕上げについては、想定される車両重量に十分に耐えられる舗装とし、駐車場内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮すること。 c. 車椅子利用者用駐車場は、建物入口付近に計画すること。
	駐輪場	a. 駐輪場については、駐輪スペースを適宜設けること。
	門扉及び塀	a. 本事業の安全性を確保するのに十分な囲い及び出入口の門扉を設置すること。なお、近隣に配慮した塀とすること。 b. 本施設の銘板及び案内板等を設置すること。

区域	室名	内容
付帯施設	防災備蓄倉庫	a. 本市が調達する備蓄品（主食 17,000 食、副食 17,000 食、飲料水 17,000ℓ、毛布 6,000 枚など）の適切な保管に加え、災害支援物資の保管スペースを確保すること。 b. 移動式回転釜 4 釜を設置するとともに、炊き出しスペースを確保すること。 c. 災害時に防災備蓄倉庫から各避難施設へ配送する際に不便がないよう十分な荷さばきエリアを設けること。 d. 事務手続き等を実施するためのスペースを設けること。 e. ウィング型 10t トラックが無理なく安全に進入・退出でき、防災備蓄倉庫に横付けしたうえで、安全に荷下ろしできること。 f. 災害発生時に、救援物資等の配送のため多数の車両が集中することも想定されるため、安全で効率よく荷捌き及び荷下ろし作業を行うため、適切なスペースを確保すること。 g. 倉庫内は、電動フォークリフト（1t 未満）の運行、救援物資等の保管等を想定するため、床の耐荷重を 5t/m²以上とするとともに、電動フォークリフト充電設備を設けること。 h. 保存食及び飲料水などの保管を予定しているため、夏場の品質低下を抑えられるよう、自動で換気できる設備を設けること。 i. 備蓄品の保管及び救援物資の受入れ・保管を踏まえた規模、設備及び備品を設けること。
	外構	a. 雨水を処理するのに十分な能力のある排水設備とすること。なお、敷地内を通る排水溝及び暗渠には、トラップを設け、虫が発生しにくい構造とすること。 b. 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまりをつくらないこと。塵埃の発生を防止するため、舗装を行うこと。なお、舗装については、想定される車両荷重に十分耐えうるものとする。 c. 本施設の安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。 d. 原則として植栽しないこと。ただし、必要に応じて、植栽しなければならない場合においては、病虫害及び害鳥等による影響に配慮すること。

3 設計業務遂行に係る要求内容

(1) 業務の対象範囲

設計業務は、応募時の提案書類、事業契約書、本要求水準書等に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- ア. 事業者は、必要に応じて、現況測量、地盤調査、電波障害調査等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- イ. 事業者は、設計業務の内容について本市と協議し、業務の目的を達成すること。
- ウ. 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）に準拠し、その他については日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- エ. 事業者は、各種申請等の関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- オ. 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- カ. 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の確認を受けること。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- キ. 本市が市議会や市民等（近隣も含む。）に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- ク. 本市の既済調査を参考にしつつ、建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、問題があれば適切な処置を行うこと。

(2) 業務期間

設計業務の期間は、本施設の運用開始日をもとに事業者が計画することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。

(3) 設計体制及び設計業務に係る届出

事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計業務の着手前に次の書類を本市に提出し、確認を受けること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

	設計業務着手時の提出書類
i)	設計業務着手届
ii)	主任技術者届（設計経歴書を添付のこと。）
iii)	担当技術者・協力技術者届
iv)	設計計画書（詳細工程表を含む。）

	基本設計及び実施設計完了時の提出書類
i)	設計業務完了届（基本設計）
ii)	設計業務完了届（実施設計）

(4) 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するところによる。

	基本設計の提出書類
i)	施設設計図（A3 縮小版を含む。）
ii)	基本設計説明書
iii)	構造設計資料
iv)	設備設計資料
v)	調理設備、什器・備品、配送車両のリスト及びカタログ
vi)	工事費概算書
vii)	要求水準書との整合性の確認結果報告書
viii)	事業提案書との整合性の確認結果報告書
ix)	打合せ記録簿等、その他必要資料
x)	上記のすべてのデジタルデータ（CAD データも含む。）

	実施設計の提出書類
i)	施設設計図（A3 縮小版を含む。）
ii)	実施設計説明書（概略工事工程表及び主な工事監理のポイントを含む）
iii)	構造設計図
iv)	設備設計図
v)	調理設備、什器・備品、配送車両のリスト及びカタログ
vi)	外観・内観パース（額付）
vii)	工事費積算内訳書・積算数量調書
viii)	要求水準書との整合性の確認結果報告書
ix)	事業提案書との整合性の確認結果報告書
x)	交付金等申請に係る資料
xi)	近隣説明に係る資料
xii)	確認申請書類、諸官庁届出書類
xiii)	打合せ記録簿等、その他必要図書
xiv)	上記のすべてのデジタルデータ（CAD データも含む。）

(5) 設計業務に係る留意事項

本市は、事業者に対して設計の検討内容について、必要に応じて随時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。ただし、当該資料については、中津市情報公開条例に基づき、情報公開文書の対象となることに留意すること。

(6) 設計変更について

本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用のほか工事費、将来の維持管理費、運営費等）が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

第3. 建設・工事監理業務

1 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、事業契約書、本要求水準書、応募時の提案書類に基づいて、本施設の建設、企画・提案した厨房機器及び什器・備品等の整備、工事監理等を行うこと。

2 業務期間

(1) 業務期間

本施設は、令和10年6月30日までに建設工事を完了し、本市へ引き渡すこと。

(2) 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本市と事業者が協議の上決定するものとする。

3 業務の内容

(1) 基本的な考え方

事業契約書に定められた本施設の建設・工事監理及び厨房機器・什器・備品等の整備の履行のために必要となる業務は、事業契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。

(2) 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- ア. 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事計画を策定すること。
- イ. 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ウ. 近隣への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- エ. 近隣へ工事内容を周知徹底して近隣の理解、作業時間の了承を得ること。

(3) 着工前業務

ア. 各種申請業務

建築確認申請等の建築工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

イ. 近隣調査・準備調査等

- (7) 建設工事の着工に先立ち、近隣との調整及び建築準備調査等（周辺家屋影響調査を含む。）を十分に行い、近隣の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。
- (4) 本市が実施した事前調査を参考にしつつ、建物工事による近隣等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても建物工事による近隣への影響がないか確認すること。
- (ウ) 近隣への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。
- (イ) 本市が主体となって実施する近隣への説明等についても説明資料の作成等の支援を行うこと。

ウ. 工事監理計画書の提出

事業者は、建設工事着工前に、次の書類とともに、工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書等を作成し、本市に提出すること。

	工事監理に係る提出書類
i)	工事監理業務着手届
ii)	工事監理者選任届（経歴書を添付）
iii)	工事監理体制届
iv)	工事監理計画書

エ. 施工計画書の提出

事業者は、建設工事着工前に、次の内容を含む施工計画書を作成し、本市に提出すること。なお、工事の進捗に伴う書類の追加を適宜行うこと。

	施工前の提出書類
i)	工事着工届
ii)	現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）
iii)	工事実施体制届
iv)	工事工程表
v)	工種別施工計画書一覧
vi)	各種検査内容とそのスケジュール
vii)	下請・再委託業者一覧表
viii)	上記のすべてのデジタルデータ

(4) 建設期間中業務

ア. 建設工事

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画

書に従って建設・工事監理を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、本市に対し、次の事項に留意すること。

- (7) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に毎月 1 回以上報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (4) 事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。
- (ウ) 本市は、事業者や建設企業が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

イ. 近隣対応・対策業務

事業者は、近隣に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- (7) 工事中における近隣への安全対策、騒音・粉塵等の対策については万全を期すること。
- (4) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- (ウ) 本業務に係る企画、広報、実施については事業者の提案をもとに本市と協議の上で事業者が実施するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。

ウ. 電波障害対策業務

事業者は、本施設の建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、工事期間中にテレビ電波障害対策を行うこと。

エ. 厨房機器等の調達及び設置業務

本事業を実施するために必要な厨房機器等の調達及び設置工事を行うこと。

なお、厨房機器等の検討に際しては、HACCP の概念に基づき、食材の搬入から調理済食品の配送までの安全衛生管理が徹底できるよう、次の点に留意しながら、また、機器毎にライフサイクルコストを考慮して、厨房機器等の規格及び仕様を決定すること。

また、完成確認後、調理従事者等の厨房機器等に関する習熟・訓練期間において、本市からの要請に応じて、メーカー等からの指導員の派遣を受けること。

(7) 安全衛生管理のポイント

- a. 温度と時間の管理及び記録（加熱温度と時間の T・T 管理）

- b. 微生物の増殖防止（機器の構造及び材質）
- c. ホコリ・ごみ溜りの防止（機器の構造）
- d. 昆虫・鼠族の侵入防止（機器の構造及び機密性）
- e. 洗浄・清掃が簡便な構造
- f. 床面を濡らさない構造（汚れの飛散防止）
- g. 作業内容に配慮した作業台等の設置
- h. 衛生的・合理的な利用に配慮した機器等の設置

(イ) 厨房機器等の仕様

a. 板金類の仕様

(a) テーブル類甲板

- i) 耐水性があり、腐食に強く、錆びにくいステンレス板を使用すること（以下、板金類については、共通仕様とする。）。
- ii) 板厚は変形しにくい1.2mm以上のものを使用すること。
- iii) 甲板のつなぎ目を極力少なくし、ホコリ・ごみ溜りができない仕様とすること。
- iv) 壁面に接して設置する場合は、背立て（バックスプラッシュ）を設け、水等の飛散を防ぐとともに、壁面を汚さないように考慮すること。また、高さについてはテーブル面より200mm以上とし、天端については、ホコリ・ごみ溜りを減らすように角型よりも、45°以下のカットをすること。
- v) 甲板と背立ての角では5R以上のコーナーを取ること。

(b) シンク類の槽

- i) 仕様、板厚、つなぎ目、背立て及び甲板コーナー取り等に関しては、テーブル類甲板の仕様と同等とすること。
- ii) 排水金具は十分な排水を行える構造のものとし、必ずトラップ式の金具を用い、清掃が簡便なものとする。
- iii) 槽の底面は十分な水勾配を取り、水溜りのできない構造とすること。
- iv) オーバーフローは極力大型のものをを用いること。
- v) 槽の外面には、必要に応じて結露防止の塗装等を施し、床面の汚れを防止すること。

(c) 厨房機器等の脚部及び補強材

- i) 衛生面を考慮し、清掃しやすく、ごみの付着が少ないパイプ材又は角パイプ材を使用すること。

(d) キャビネット・本体部

- i) 昆虫・異物の侵入を防ぐよう、極力隙間のない構造とすること。
- ii) 内部コーナー面はボールコーナー（5R以上）を設け、清掃しやすい構造とすること。
- iii) 汚れやすいレール部は清掃しやすい構造とし、かつ、取り外し可能で、常に洗浄が容易な構造とすること。
- iv) 扉の裏側は、ステンレス板を枠の上に折り曲げ、ふちが扉の裏側に面しない構造とすること。
- v) 本体・外装は、常に拭き取り清掃がしやすい構造とすること。

(e) 厨房機器等のアジャスター部

- i) ベース置き以外は高さ調整の行えるものとすること。
- ii) 最も錆びやすい箇所のため、SUS304仕様以上を用いること。
- iii) 床面掃除が簡便に行えるよう、高さを150mm以上とすること。

b. 機械機器の仕様（共通事項）

(a) 冷機器

- i) 外装の主要部分は抗菌ステンレス製、内装は衛生管理が容易に行えるステンレス製とした抗菌構造とすること。
- ii) 隙間のない密閉構造とすること。
- iii) 排水トラップを用いた防臭構造とすること。
- iv) 食材の温度管理（冷蔵10℃以下、冷凍-15℃以下）を適切に行える機器とすること。
- v) 庫内温度が温度計にて表示され、庫外で確認でき、高・低温等の異常が確認できる機器とすること。
- vi) 自動記録装置等により、庫内温度の経時変化を記録できること。
- vii) 保存食用冷凍庫は、2献立の原材料、加工食品及び調理済食品を食品ごとに50 g 程度ずつ清潔な容器に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保管できる容量と機能を有していること。
- viii) 適宜ブレハブ式を導入すること。
- ix) 適宜パススルー式を導入すること。

(b) 下処理機器

- i) 食材が直接接触する機械機器は、パーツ毎に分解、清掃できる等、清掃しやすい構造とすること。

- ii) 食材が直接接触する箇所は、平滑、非腐食性、非吸収性、非毒性を保ち、割れ目が無く、洗浄及び消毒の繰返しに耐える仕上げ構造とすること。
- iii) 高速ミキサーは、パーツ毎に分解・清掃できる等、清掃しやすい構造とすること。
- iv) 金属等の危険異物を発見できる対策を行うことが望ましい。
- v) 切断機器は安全装置付きのものとすること。

(c) 熱機器

- i) 清掃作業が容易に行える構造とすること。
- ii) 庫内温度、食材の中心温度が容易に計測、記録できる構造とすること。
- iii) メニューによって異なる加熱温度、加熱時間を登録できる、メニュープログラムシステムを有する機器とすること。
- iv) 廃熱等で厨房作業環境を害さない機器とすること。
- v) 設備配管等が機外に露出していない構造とすること。

(d) 水質検査機器

- i) 測定値を記録できるハンディ残留塩素計を使用して使用水の塩素を測定し、適切な数値（遊離残留塩素0.1mg/リットル以上）であること及び外観、臭気、味等を確認し、検査結果を記録すること。なお、遊離残留塩素が基準に満たないなど異常を認め再検査により、適合として使用することとした場合は、その使用水1リットルを-20℃以下で2週間以上保存食用の冷凍庫で保存すること。

c. 調理・加工機器

(a) 回転釜

- i) 排水がスムーズに排出できるよう、口径・バルブなどのドロー機構に配慮したものとすること。
- ii) 洗浄時を含め、水滴を床に落下させない構造とすること。
- iii) 釜縁は、水滴や食材を床に落とさないエプロン構造とし、配缶時に床面から60cm以上の高さを確保できる構造とすること。
- ix) 給水・給湯の水栓の開閉は、足踏み式とするなど衛生的に作業でき、調理従事者の使いやすさに配慮した構造とすること。
- v) 調理用の給水・給湯の水栓の他に、掃除用のホース接続口（給水・給湯ともに）をカプラ式等により設けること。

- (b) スチームコンベクションオーブン
 - i) 芯温センサーを食材の中心部に差し込み、料理に合わせて任意温度帯で調理が行える機能を有していること。
 - ii) 調理中の食材内部の温度が、芯温ディスプレイに表示されること。
 - iii) 洗浄が容易であること。
 - ix) カートイン方式とし、パススルータイプが望ましい。
 - v) スチームコンベクションオーブンについては、両献立（計7,100食）において、使用することも想定した台数を設置すること。
- (c) フ라이어
 - i) 油温温度表示、芯温測定器が搭載され、投入口と取出し口が別々で隣接しない機器とすること。また、食油や揚げかす等の処理および洗浄が容易な構造とすること。
- (d) 蒸し器
 - i) 温度表示機能があり、調理温度管理が容易なものとすること。
 - ii) 庫内温度や食品の中心温度が容易に計測できる構造とすること。
 - iii) 和え物を調理後2時間以内に喫食できる作業能力を有する機器とし、2献立を提供できる作業能力とすること。
 - iv) 洗浄が容易であること。
 - v) カートイン方式とし、パススルータイプが望ましい。
- (e) 真空冷却機
 - i) 加熱済み食材を短時間に中心温度を10℃以下まで下げることできる機器とすること。
 - ii) 冷却の開始時刻と、終了時刻及び食材温度を記録できること。
 - iii) カートイン方式とし、パススルータイプが望ましい。なお、扉の開閉に場所をとらないよう配慮すること。
- (f) 計量器
 - i) 適正な配缶や残渣の計量及び記録を効率的に行うことができるデジタル式の計量記録装置を導入すること。
- (g) 連続式炊飯機（別途調達）
 - i) 将来的に、別途本市は洗米から炊飯、ほぐしまで一連の作業に対応で

きる連続式炊飯機を導入することを想定している。

d. 保冷機器

- i) 食材を10℃以下で保管できる機器（パススルータイプが望ましい）とすること。

e. 洗浄・消毒・保管の機器

(a) 食器・食缶等洗浄機・器具洗浄機

- i) 作業工程の削減に配慮し、自動給水装置・自動温度調整装置付きで、食器・食缶等が自動洗浄可能な機種であること。
- ii) 使用する食器・食缶等に応じ、確実に洗浄できるものとする。なお、食物アレルギー対応食用容器は、専用の洗浄スペースを設け、別個に手洗い又は機械洗浄を行うこと。

(b) コンテナ洗浄機

- i) コンテナを自動で連続洗浄できる機器であること。
- ii) エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去できる機器であること。

(c) 消毒保管庫

- i) 庫内温度計で確認でき、90℃で50分間以上の乾燥、殺菌が可能であること。
- ii) 庫内設定温度に達してからの消毒時間が設定可能であり、消毒温度及び消毒時間が表示される機器であること。

(d) 器具殺菌庫

- i) 90℃以上を50分間維持でき、温度記録装置付きの機器であること。
- ii) 包丁まな板殺菌庫は、殺菌に効果のある機器（オゾン発生装置付等）であること。

(ウ) 厨房機器の配置（交差汚染の防止）

a. 人（調理従事者等）の動線

- (a) 調理従事者等は担当する各作業区域だけで動くことを原則とし、他の作業区域を通ることなく、目的とする作業区域へ行くことができるレイアウトとすること。
- (b) 各作業区域の入口には履き替えができるスペースや、手洗い・消毒等のサ

ニタリー設備、エアーシャワー等を設けること。

- b. 物（食材・器材・容器）の動線
 - (a) 物の流れが清潔度の高い作業区域から低い作業区域へ逆戻りしないよう、ワンウェイのレイアウトとすること。
 - (b) 各作業区域の境界は壁で区画し、食材や容器等がコンベア（連続的に運搬する自動装置）、カウンター、ハッチで受け渡しされるレイアウトとすること。
 - (c) 肉・魚・卵類と野菜類は相互に交差汚染しないよう、保管場所を区別すること。
 - (d) 野菜等を調理する作業区域と、肉等の病原菌が付着している前処理の作業場所との区画を分けること。
 - (e) 包丁、まな板、ザル、秤り等の調理機械・器具の共通使用による交差汚染を防ぐため、調理機械・器具を処理する食材等に応じて区別すること。
 - (f) 生ごみ、残渣がクリーンゾーンを経由せずに屋外に搬出されるよう設計すること。

(I) 厨房機器の据付け工法

安全衛生レベルの維持のために、次の点に配慮しながら、機器毎に最も適切な据え付け工法を採用すること。

- a. 厨房機器廻りの清掃が容易なこと。
- b. ホコリ、ごみ溜りができないこと。
- c. キーブドライであること。
- d. 耐震性を有するとともに、導入する機器の形状に合わせた固定方法とすること。

オ. 什器・備品等設置業務

- (7) 什器・備品等リスト（指定）に示す各種什器・備品等を設置すること。
- (4) 什器・備品等のリース・レンタルによる調達是不可とする。
- (ウ) 維持管理・運営業務に際して必要と考えられる消耗品についても、調達すること。

カ. 食器・食缶・配膳器具類の調達業務

- (7) 本事業を実施するために下表の食缶の種類を参考に必要な数量の食缶を調達すること。調達にあたっては、次の事項に留意し、本市の確認を得ること。
 - a. 食缶には、学校名及び学級名を表示すること。

- b. 食缶は、異物混入のリスクが排除された仕様とするとともに配送車が勾配の急な箇所を通行することや、児童生徒が階段により教室に運ぶことを考慮した仕様（クリップ・パッキン付きなど）とすること。
- c. 食缶は断熱効果の高い構造及び材質（ステンレス又は同等以上のもの）とし、あらゆる調理済食品の温度管理が行え、保温 65℃以上、保冷 10℃以下を 2 時間以上保持できる高性能断熱食缶とすること。
- d. 食缶の選定にあたっては、保温 65℃以上、保冷 10℃以下を 2 時間以上保持するため、学級規模に応じた容量（特別支援学級及び職員室を含む。）とすること。（「資料 5 配送校及び配食数等」参照）

食缶の種類	
米飯	高性能断熱食缶
汁物、煮物等	高性能断熱食缶
炒め物等	高性能断熱食缶
揚げ物、焼き物等	高性能断熱食缶（敷き網付）
和え物（サラダ）	高性能断熱食缶（蓄冷材付）
和え物（サラダ別配缶食材用）	高性能断熱食缶（蓄冷材付）

- (イ) 次表の「食器リスト」のとおり、食器（PEN 樹脂製食器等）・食具・トレイ・食物アレルギー対象者用容器の調達・更新を行うこと。「食器リスト」を踏まえて、臨時的な予備（5%程度）も含めて、食器かご等の配膳器具を調達すること。食器には、給食キャラクター「なっくん」をプリントするとともに、廃プラスチックや廃ペットボトルなどを原材料として使用した製品とするなど、食育の推進を図ること。また、献立内容に応じて、その他必要な配膳器具類を必要数調達すること。しゃもじについては 1 学級あたり 2 本必要となることに留意すること。

なお、現在使用している食器・食缶・配膳器具類のリサイクル・リユース・リデュースなどによる廃棄量低減について積極的な提案を期待する。

表 食器リスト

食器の種類	サイズ	数量 (予備を含む)	備考
平皿 菜皿	178φ×26mm	7,450	共用・パン等
小皿 深菜皿	95φ×24mm	7,450	共用・焼き物等
小ボール	136×57mm・415ml	7,450	共用・汁物等
中ボール	140×58mm・465ml	480	幼稚園・小学生用・ご飯
大ボール	145×61mm・520ml	150	中学生用・ご飯
はし	180mm	4,850	幼稚園・小学生用
はし	210mm	2,600	中学生用
トレイ	350×260×19mm	7,450	共用

食器の種類	サイズ	数量 (予備を含む)	備考
先丸スプーン	190mm	7,450	幼稚園・小学校・中学校用
真空断熱フードジャー	φ95×115mm・300ml	150	食物アレルギー用
真空断熱フードジャー	φ95×155mm・500ml	150	食物アレルギー用
小容量配食容器	145×90×55mm 300ml	300	食物アレルギー用
箸かご小	外寸 213×120×72H	300	幼稚園・小学生用
箸かご大	外寸 253×120×72H	300	中学生用

キ. 工事監理業務

- (7) 事業者は、工事監理の状況について工事監理者を通じて本市に定期的に（毎月1回以上）報告するほか、本市の要請があったときには随時報告を行うこと。
- (4) 本市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- (ウ) 工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」（最新版）によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約書」（最新版）に示された業務とする。

ク. その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本市に提出すること。

	施工中の提出書類
i)	工事工程表
ii)	工事報告書
iii)	工事監理報告書
iv)	その他必要書類
v)	上記のすべてのデジタルデータ

(5) 完成時業務

ア. 自主完成検査及び完成確認

自主完成検査及び完成確認は、次の「(7)事業者による自主完成検査」及び「(4)本市の完成確認」の規定に則して実施する。また、事業者は、本市による完成確認後に、「(ウ)完成図書の提出」に則して必要な書類を本市に提出すること。

(7) 事業者による自主完成検査

- a. 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び厨房機器、器具、什器・備品等の試運転等を実施すること。

- b. 自主完成検査及び厨房機器、器具、什器・備品等の試運転の実施については、それらの実施日の14日前までに本市に書面で通知すること。
- c. 本市は、事業者が実施する自主完成検査及び厨房機器、器具、什器・備品等の試運転に立ち会うことができる。
- d. 事業者は、本市に対して、自主完成検査及び厨房機器、器具、什器・備品等の試運転の結果を、検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。

(イ) 本市の完成確認

本市は、事業者による上記の自主完成検査及び厨房機器、器具、什器・備品等の試運転の終了後、当該施設及び厨房機器、器具、什器・備品等について、次の方法により完成確認を実施する。

- a. 本市は、事業者（建設企業及び工事監理者を含む。）の立ち会いの下で、完成確認を実施するものとする。
- b. 完成確認は、本市が確認した設計図書等との照合により実施するものとする。
- c. 事業者は、厨房機器、器具、什器・備品等の取扱いに関する本市への説明を前項の試運転とは別に実施すること。なお、各施設、什器・備品等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明を行うこと。
- d. 事業者は、本市の行う完成確認の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再確認を受けること。なお、再確認の手続きは完成確認の手続きと同様とする。
- e. 事業者は、本市による完成確認後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成確認の通知を受けるものとする。

(ウ) 完成図書の提出

事業者は、本市による完成確認の通知に必要な次の完成図書を提出すること。また、これらの図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、提出時の体裁等については、別途本市の指示するものとする。

	完成時の提出書類
i)	工事完了届
ii)	工事記録写真
iii)	完成図（建築）
iv)	完成図（電気設備）
v)	完成図（機械設備）
vi)	完成図（昇降機）
vii)	完成図（什器・備品配置表）

viii)	調理設備、什器・備品のリスト及びカタログ
ix)	完成調書
x)	完成写真
xi)	工事費内訳書
xii)	品質管理・安全管理報告書
xiii)	各種試験成績書・報告書
xiv)	空気環境測定結果報告書
xv)	要求水準書との整合性の確認結果報告書
xvi)	事業提案書との整合性の確認結果報告書
xvii)	交付金等実績報告に係る資料
xviii)	各種許認可申請図書
xix)	その他必要書類（承諾願の写し※：仮設計画書、工事記録写真撮影計画書、総合施工計画書、主要資機材一覧表、機器承諾願、残土処分計画書、産業廃棄物処分計画書、再資源利用（促進）計画書、主要工事施工計画書、生コン配合計画書 等）
xx)	上記のすべてのデジタルデータ

※承諾願については、建設企業が工事監理者に提出してその承諾を受けた後、写しを事業者が本市に提出・報告するものとする。

イ. 不動産登記等の関連手続き

事業者は、本市による完成確認後、建築完了検査、本施設の引き渡し及び表題登記及び不動産登記手続き等を事業スケジュールに支障がないように実施すること。

第4. 開業準備業務

1 業務の内容

本施設の整備後、運營業務が円滑に開始できるよう、事業者は次の開業準備業務を行うこと。なお、開業準備業務期間中に事業者が調達した食材の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 設備等の試稼動
- (2) 本施設、調理設備及び運営備品の取扱いに対する習熟
- (3) 従業員等の研修
- (4) 調理リハーサル
- (5) 配送リハーサル
- (6) 各配送校への提供リハーサル
- (7) パンフレット作成
- (8) DVD 作成

2 基本的な考え方

- (1) 調理、配送の各リハーサル及び各配送校への提供を踏まえた一連のリハーサルの実施に当たっては、事前に本市と協議を行うこと。なお、調理及び各配送校への提供リハーサルの実施にあたっては、可能な限り残渣の減量化・資源化に努めること。
- (2) 開業準備業務期間中、事業者は本市と運營業務の打ち合わせ及び調整等を行うこと。また、事業者は本市の職員等に運營業務全般に関する説明や講習を行うこと。この説明や講習に要する費用は、事業者の負担とすること。
- (3) 本市が実施する開所式への支援・協力を行うこと。開所式に係るすべての費用（会場設営や試食等）は事業者の負担とする。
- (4) 事業者は本施設に関するパンフレット（A3 両面カラー刷 A4 折り 3,000 部）やビデオ映像（一般用・児童生徒用の 2 種類、各 15 分程度）を作成し、パンフレットの原版データとビデオ映像のデータ（各々 DVD）を提出すること。内容については、本市と調整を行い、承認を得ること。なお、制作に伴う撮影、取材などの対象は、本施設だけではなく、工事着手、建設途中の映像や、配送校や残渣等の処理過程などを含めること。

第5. 維持管理業務

1 維持管理業務総則

(1) 業務の対象範囲

事業者は、維持管理業務仕様書、維持管理業務計画書、事業契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づき、本施設の機能を維持し、給食の提供に支障を及ぼすことなく、かつ、作業等が快適にできるように、次の内容について、その性能及び機能を常時適切な状態に維持管理すること。

事業者は、維持管理業務を遂行するに当たって、本要求水準書のほか、「建築保全業務共通仕様書 令和 5 年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）にも準ずること。

維持管理業務に際して必要と考えられる消耗品（トイレットペーパー、液体石鹸及び消毒用アルコール液等の各種消耗品の補充も含む。）はその都度更新すること。

- ア. 建築物保守管理業務
- イ. 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ウ. 什器・備品等の保守管理業務
- エ. 食器・食缶・配膳器具類の更新業務
- オ. 外構等維持管理業務
- カ. 環境衛生・清掃業務
- キ. 警備保安業務
- ク. 修繕業務
- ケ. 本事業に伴う各種申請等業務
- コ. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 業務期間

業務期間は、本施設を本市へ引き渡した後、事業期間終了までとする。

(3) 維持管理業務に係る仕様書

事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法及び本市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を作成すること。維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。

(4) 維持管理業務計画書

事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程、その他必要な項目を記載した維持管理業務計画書を作成し、本市に提出した上、確認を受けること。

なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の 1 月末日（最初の業務実施年度に係る維持管理業務計画書については本施設の引き渡し予定日の 2 ヶ月前の日）までに本市へ提出すること。

- ア. 維持管理は、予防保全を基本とすること。
- イ. 学校給食共同調理場が有する性能を保つこと。
- ウ. 建築物の財産価値の確保を図るよう努めること。
- エ. 合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- オ. 学校給食共同調理場の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、調理従事者等の健康を確保するよう努めること。
- カ. 劣化等による危険及び障害の未然防止に努めること。
- キ. 省資源及び省エネルギーに努めること。
- ク. ライフサイクルコストの縮減に努めること。
- ケ. 環境負荷を低減し、環境汚染等の発生防止に努めること。
- コ. 故障等によるサービスの中断に係る対応を定め、回復に努めること。
- サ. 上記の項目を実現するための具体的な取り組みについて、事業期間中の工程を定め、実施すること。

(5) 業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る月報を業務報告書として作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可書及び設備管理台帳等と併せて本市に提出すること。また、本要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。

(6) 各種提案

維持管理業務の実施結果の分析及び評価を基に、各種提案資料を作成し、本市に提出すること。提案の内容については、本市と協議の上、翌年度以降の維持管理業務計画書に反映すること。

(7) 業務遂行上の留意点

ア. 法令の遵守

関係法令、関係技術基準等を充足した維持管理業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施すること。

イ. 業務実施体制の届出

事業者は、維持管理業務の実施に当たって、その実施体制（業務責任者及び業務

担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。)を本施設の引き渡し予定日の2ヶ月前の日までに本市に届け出ること。

ウ. 業務責任者

事業者は、本事業における維持管理業務の総括責任者として、業務全般を掌握し、業務担当者を指揮監督する「維持管理責任者」を配置すること。ただし、必ずしも常勤（本事業場所にて業務時間を通じて勤務する労働形態）とする必要はないが、緊急時の対応が適切に行える体制とすること。

エ. 業務担当者

- (7) 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務遂行に最適と思われる業務担当者を選定すること。
- (4) 法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知すること。
- (ウ) 業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できるようにして、作業に従事すること。
- (イ) 事業者は、業務担当者が他に不快感を与えないような服装かつ態度で接するように十分指導監督すること。
- (オ) 障害者雇用促進の理念を踏まえた人員配置に努めること。

オ. 点検及び故障等への対応

点検及び故障への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施すること。

カ. 緊急時の対応

- (7) 事故・火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじめ本市と協議し、維持管理業務計画書に記載すること。
- (4) 事故・火災等が発生した場合は、維持管理業務計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本市及び関係機関に報告すること。
- (ウ) 事業者は、設備の異常等の理由で、本市から要請を受けた場合には、業務計画外であっても関連業務の責任者又は作業従事者を速やかに現場に急行させ、異常箇所の修理、復旧等の対策を講じること。この場合の増加費用は、本市の負担とするが、施設等の瑕疵、保守点検の不良等、事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者が負担するものとする。

キ. 協議等

(7) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本市と協議すること。

(4) 事業者は、維持管理に係る各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

ク. 関係諸機関への届出・報告

事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係諸機関等への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行わせること。

2 建築物保守管理業務

外観・景観上、清潔かつ美しい状態を保ち、破損、漏水等がなく、仕上げ材においても美観を維持するとともに、本施設及び防災備蓄倉庫の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(1) 日常（巡視）保守点検業務

建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、現場を巡回して観察し、異常を発見した時は正常化のための措置を行うこと。

(2) 定期保守点検業務

建築物等が正常な状況にあるかどうかについて、法定点検を実施するとともに、観察、測定等により建築物等の状態を確認し、建築物等の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、建築物等の各部位を常に最良な状態に保つよう努めること。

(3) クレーム対応

ア. 市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。

イ. クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。

ウ. クレーム等発生時には、現場調査の上、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。

3 建築設備・厨房機器等保守管理業務

本施設及び防災備蓄倉庫の完全な運用が可能となるように実施設計図書に定められた所要の性能及び機能を保つこと。

(1) 日常（巡視）保守点検業務

建築設備等が正常な状況にあるかどうかについて、現場を巡回して観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。建築設備等に付随する消耗品につい

ては、適宜、交換すること。

(2) 定期保守点検業務

建築設備等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に観察し、設備の運転、停止、測定等により設備の状態を確認し、設備の良否を判定の上、点検表に記録するとともに、各設備を常に最良な状態に保つこと。具体的には、法定の点検、調査及び検査を実施し、シーズンイン・シーズンアウト調整を行うこと。特に、次の点に十分留意して保守点検を行うこと。

- ア. 常に正常な機能・性能を維持できるよう、設備系統ごとに適切な点検計画を作成すること。
- イ. 点検により建築設備・厨房機器等が正常に機能しないことが明らかになった場合、又は業務に支障を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、更新など）により対応すること。
- ウ. 建築設備・厨房機器等のビスの緩み、割れ、機械油の漏れ等がないか、定期的に点検・保守し、調理作業及び調理食材の安全性を確保すること。
- エ. サーモスタット等、厨房機器等に内蔵されている安全装置が常に作動しているか、定期的に点検を行うこと。
- オ. 換気扇及びフィルターは、定期的に清掃すること。特に、除菌フィルターは、目詰まりによる風力不足、破損等による除菌効果の低下が生じないように定期的に点検し、必要に応じて交換すること。
- カ. 給食エリア内の温度及び湿度を定期的に測定し、空調設備の作動状況の適正に保つこと。
- キ. ボイラー関係機器については、錆が発生しないよう細心の注意を払うこと。

(3) 故障・クレーム対応

- ア. 市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。
- イ. クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。
- ウ. 故障、クレーム等発生時には、現場調査の上、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。

4 什器・備品等保守管理業務

(1) 什器・備品等の管理業務

事業者は、本施設の運営に支障をきたさないよう施設運営上必要な什器・備品等を適切に整備し、管理を行うこと。

(2) 什器・備品等台帳の整備業務

事業者は、本施設の什器・備品等に関する台帳（品名、規格、金額（単価）、数量、設置場所等）を作成し、適切に管理すること。なお、台帳の作成が必要な什器・備品等とは、比較的長期間（概ね 3 年以上）にわたって、その性質、形状を変えることなく使用に耐えうるもので、一品又は一組の価格（消費税及び地方消費税相当額を含めた額）が 3 万円以上の物品をいう。ただし、机（演台等を含む。）、椅子、書棚（ロッカー、金庫等を含む。）及びパソコンは価格に関わらず備品として台帳を作成すること。

(3) クレーム対応

- ア. 市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な故障の修理を行うこと。
- イ. クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。
- ウ. クレーム等発生時には、現場調査の上、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。

5 食器・食缶・配膳器具の更新業務

食器・食缶・配膳器具について、運用開始当初年度から事業終了年度までの間、1 回更新し、必要に応じて補充すること。なお、更新時期については、本市との協議により決定する。

6 外構等維持管理業務

関連法令に従い、次の項目に留意しつつ、外構等の美観を保ち、年間を通じて安全性を保つよう維持管理すること。

事業者は、薬剤散布又は化学肥料の使用を極力避けることとし、やむを得ず使用する場合は、環境等に十分配慮すること。

植栽を設ける場合は、整然かつ適切な水準に保つこと。適切な水準に関する内容は事業者の提案による。

舗装等は配送車両等を考慮し、適切な状態に保つこと。

(1) 定期保守点検業務

門扉、フェンス、駐輪場、植栽、舗装等が正常な状況にあるかどうかについて、定期的に現場を巡回して、観察し、異常を発見したときは正常化のための措置を行うこと。

(2) 剪定・害虫防除・施肥業務

敷地内に植栽を設ける場合は、剪定・刈り込み、害虫防除及び施肥を行うこと。

(3) 除草業務

敷地内の除草を行うこと。

(4) 故障・クレーム対応

- ア. 市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。
- イ. クレーム、要望等に対し、迅速な判断により対処すること。
- ウ. クレーム等発生時には、現場調査の上、初期対応及び処置を行い、速やかに本市に報告すること。

7 環境衛生・清掃業務

本施設及び敷地を、美しくかつ心地良く、衛生的に保ち、学校給食が円滑に提供されるよう、環境衛生・清掃業務を実施すること。また、ごみ置き場は、残物が乱雑に捨てられるのを防ぐため、定期的に空にすること。

(1) 環境衛生業務

- ア. 関係機関の立ち入り検査が行われるときには、その検査に立ち会い、協力すること。
- イ. 関係機関から改善命令を受けたときは、その旨を、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を総括責任者及び本市に報告すること。
- ウ. 管理基準に従って、残留塩素の測定を実施し、衛生的給水管理を行うこと。残留塩素の測定については、毎日、各給水配管系の末端の水栓（1ヶ所）にて定点（1点）測定を行い、遊離残留塩素 0.1mg/リットル以上であるかどうか確認し、所定の用紙に記録し、本市に報告すること。
- エ. 供用開始後、騒音・振動に係るデータを年 1 回以上機器測定し、記録・保管の上、本市が求めるときはデータを提供すること。また、本市が求めるときは、嗅覚測定法による臭気測定を実施し、本市にデータを提供すること。

(2) 清掃業務

ア. 日常清掃業務

- (7) 本施設内外の床掃除、手すり清掃、ごみの収集、衛生消耗品の補充、衛生機器の洗浄、汚物処理、洗面所の清掃等を日常的に行うこと（職員用事務室を含む。）。
- (4) 掃除用具は、汚染作業区域と非汚染作業区域との共用を避け（トイレの清掃用具は専用とすること。）、指定した場所に収納すること。また、使用の都度、洗浄し、定期的に殺菌すること。

イ. 定期清掃業務

- (7) 本施設内外の床洗浄、床面ワックス塗布、什器・備品の清掃、古紙等の搬出等を、定期的に行うこと。特に、給食エリアにおいて、屋根裏の梁材（天井を有しない場合）、内壁、窓枠、給水管、給ガス管、排水管、給電コード、排煙ダクト及び冷却装置等の冷媒チューブは、月に1回以上清掃すること。
- (4) すべての出入口付近には、水ぬれを防止するダストマット等を設置し、必要に応じて洗浄・交換すること。

ウ. 特別清掃業務

- (7) 照明器具の清掃、吹出口及び吸込口の清掃、外壁・外部建具・窓ガラス等の清掃及び排水溝・汚水管・マンホール等の清掃等を、年1〜2回程度、行うこと。
- (4) 給食エリアにおいて、棚や頭上構造物等の、塵埃が蓄積しやすい箇所は、塵埃を除去するため、定期的に清掃すること。
- (ウ) 受水槽については、学校給食衛生管理基準に基づき、専門の業者に委託する等により、年1回以上清掃すること。また、清掃した証明書等の記録は1年間保管すること。

(3) 防虫・防鼠業務

- ア. ハチ、クモ、コウモリ、鼠、鳥等、必要に応じて、外壁の内・外側の小動物を取り除くこと。
- イ. 必要に応じて、専門技術者の指導のもと、害虫駆除を行うこと。

(4) 廃棄物管理業務

- ア. 業務によって発生したすべてのごみ（職員用事務室を含む。）を収集、搬出及び処分すること。
- イ. ごみ置き場の管理及び清掃を行うこと。

8 警備保安業務

本施設や防災備蓄倉庫を含めた事業予定地を保全し、給食の提供に支障を及ぼさないように、警備保安業務は24時間365日対応とし、防犯・警備・防火・防災を適切に実施すること。なお、事故、犯罪、火災、災害等が発生した場合は、速やかに現場に急行し、本市及び関係機関へ通報・連絡を行えるための体制を整えること。

(1) 防犯・警備業務

- ア. 夜間及び休日等、本施設が無人となる際において、機械警備を行うこと。
- イ. 機械警備設備については、適切に作動するように保守管理を行うこと。

(2) 防火・防災業務

- ア. 緊急時の安全避難手段を確保し、避難経路及び避難装置に明確な表示を施すこと。
- イ. 避難経路からは常時障害物を取り除いておくよう努めること。
- ウ. 火の元及び消火器・火災報知器等の点検を定期的に行うこと。
- エ. 報知器作動場所、音声・視覚警報装置、緊急照明、避難経路、集合場所等を示す平面プランを作成して、最新情報に更新し、各々、関連場所に目立つように表示すること。
- オ. 災害及び火災が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、防火管理者が定める消防計画に従い、速やかに対応すること。

9 修繕業務

事業者は、事業予定地内のすべての建築物、建築設備・厨房機器等、外構等について、運営に支障をきたさないよう、破損や不具合等が生じた場合、本市に報告するとともに、速やかに修繕を行うこと。ただし、ここでいう修繕とは、計画修繕及び経常修繕をいい、大規模修繕を含まないものとする。

※建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

(1) 長期修繕計画

- ア. 事業者は、事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕（保全）計画を作成し、本市に提出すること。初年度の長期修繕（保全）計画は、本施設の引き渡し予定日の 2 ヶ月前の日までに提出すること。長期修繕（保全）計画において、大規模修繕に係る見込額も提案すること。
- イ. 長期修繕（保全）計画は、事業年度ごとに見直しを行い、前年度の 1 月末日までに提出すること。

(2) 修繕業務

- ア. 具体的な修繕方法については、事業者が提案し、本市が承諾するものとする。
- イ. 事業者は、修繕を行った場合、修繕箇所について、本市の立ち会いによる確認を受け、適宜、完成図書に反映するとともに、行った修繕の設計図及び完成図等の書面を本市に提出すること。

第6. 運営業務

1 運営業務総則

(1) 業務の対象範囲

事業者は、運営業務仕様書、運営業務計画書、事業契約書、本要求水準書及び入札時の提案書類に基づき、配送対象の各幼稚園及び小中学校に衛生的かつ安全な給食を、適切な時間に提供するとともに、より効率的な施設運営ができるよう、次の内容の運営業務を実施すること。なお、施設の本市への引き渡しから運用開始までの期間において、業務実施に必要な人員を配置するとともに、調理従事者の研修や試食会を実施する等、十分な準備を行うこと。

運営業務に際して必要と考えられる消耗品はその都度更新すること。

- ア. 食材検収・保管業務
- イ. 給食調理業務
- ウ. 衛生管理業務
- エ. 給食配送・回収業務
- オ. 洗浄・残渣処理等業務
- カ. 運営備品調達業務
- キ. 献立作成支援業務
- ク. 食育支援業務
- ケ. 広報支援業務
- コ. 学社融合における給食試食体験業務
- サ. 夏休みの幼稚園のランチサービスの提供業務
- シ. 本事業に伴う各種申請等業務
- ス. その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 業務期間

業務期間は、運用開始以降、事業期間終了までとする。

(3) 運営業務に係る仕様書

事業者は、運営業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施方法、本市による履行確認手続等を明確にした運営業務仕様書及び運営マニュアル（衛生管理マニュアル、運行安全マニュアル、HACCP 対応マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル、食中毒対応マニュアル、事故対応・防災マニュアルを含む。）を作成すること。具体的な内容等については、事業者が提案し、本市が承認するものとする。

なお、運営業務仕様書及び運営マニュアルの適正な履行状況について、必要に応じて本市は確認を行い、不適合箇所が指摘された場合、本市が定める期間内に改善報告書を本市に提出すること。

(4) 運営業務計画書

事業者は、毎年度、運営業務の実施に先立ち、次の項目について配慮しつつ、実施体制、実施工程等、必要な項目を記載した運営業務計画書を作成し、本市に提出した上、承認を受けること。

また、毎年度、運営業務計画書を作成するに当たっては、日頃から児童生徒等や PTA 等の意見や要望を把握するよう努めるとともに、より良い運営のあり方について検討すること。

- ア. 公益的な施設であることを常に念頭において、適正な運営を行うこと。
- イ. 児童生徒等や PTA 等の意見や要望を運営内容に反映させ、学校給食の満足度を高めること。
- ウ. 合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- エ. 緊急時を想定した体制等の構築を行うこと。
- オ. 近隣と良好な関係を保つよう努めること。
- カ. ごみの削減、省資源及び省エネルギー等、環境に配慮した運営に努めること。

なお、運営業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の 1 月末日（最初の業務実施年度に係る運営業務計画書については本施設の引き渡し予定日の 2 ヶ月前の日）までに本市へ提出すること。

(5) 業務報告書

事業者は、運営業務に係る業務報告書を「月報」「年報」として作成し、必要に応じて、各種記録、図面、法定の各種届出、許認可書、出納管理台帳等と合わせて本市に提出すること。また、要求水準書との整合性の確認結果報告書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書についても提出すること。なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管・管理すること。

(6) 各種提案

業務の実施結果並びに児童生徒等や PTA 等の意見や要望を踏まえて、必要に応じて各種提案資料を作成し、本市に提出すること。これらの内容については、本市と協議の上、翌年度以降の運営業務計画書に反映すること。

(7) 業務遂行上の留意点

ア. 法令等の遵守

食品製造に係る関係法令、学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等に基づく、技術基準等を充足した運営業務計画書を作成し、これに基づいて

業務を実施すること。

イ. 業務実施体制の届出

事業者は、運營業務の実施に当たって、常時、業務実施に必要な人員を配置し、その実施体制（業務従事者の経歴を明示した履歴書及び資格証書（有資格者の場合）等を含む。）を本施設の引き渡し予定日の 2 ヶ月前の日までに本市に届け出ること。

ウ. 業務従事者

- (7) 事業者は、適切な業務を実施できるよう、運營業務の総括責任者、運營業務責任者、運營業務副責任者、検収責任者、食物アレルギー対応食調理主任、配送責任者及び食品衛生責任者（以上を総称して「業務責任者」という。）、並びにその他業務遂行に最適と思われる業務担当者を選任し、報告すること。また、選任した業務責任者を変更する場合も報告すること。
- (4) 事業者は、総括責任者として、運營業務の業務管理、衛生管理及び設備管理等、業務全般に関する相当の知識と経験を有する者を正規職員として 1 名配置すること。
- (5) 事業者は、運營業務責任者として、学校給食施設での調理業務の実務経験が 3 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名以上配置すること。
- (1) 事業者は、運營業務責任者を補佐し、また、運營業務責任者に事故があるとき又は欠けたときにその職務を行う運營業務副責任者として、学校給食施設での調理業務の実務経験が 3 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名以上配置すること。
- (2) 事業者は、検収責任者として、学校給食施設での調理業務の実務経験が 2 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名以上配置すること。
- (3) 事業者は、食物アレルギー対応食調理主任として、学校給食施設での調理業務の実務経験が 2 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名以上配置すること。
- (4) 事業者は、食品衛生責任者として、学校給食施設での調理業務の実務経験が 2 年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名以上配置すること。
なお、食品衛生責任者は「大量調理施設衛生管理マニュアル」における衛生管理者を兼ねることとする。

- (ク) 事業者は、配送責任者として、学校給食に係る配送・回収業務の実務経験が 2 年以上の者を、当該配送・回収業務を実際に行う企業の正規職員として 1 名配置すること。ただし、学校給食の衛生管理やコンテナの取り扱いに関する研修等を行い、十分な理解を得ていると認められる場合には、学校給食以外の配送・回収業務の実務経験が 2 年以上の者を配置することも可能とする。
- (ケ) 事業者は、業務責任者及び業務担当者に対し、衛生管理の徹底を図るように注意を促し、安全な学校給食を実施すること。
- (コ) 事業者は、常に法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知すること。
- (カ) 業務責任者は、その指導及び助言が徹底できるように、各業務担当者等の意思疎通等に留意すること。また、各業務担当者に対して、衛生意識等の高揚を図るため、能力開発研修を積極的かつ定期的に行うなどして、円滑な運營業務の継続的な実施に努めること。
- (シ) 業務担当者は、業務従事者であることを容易に識別できる服装で、作業に従事すること。また、事業者は、業務担当者が、児童・生徒や PTA、近隣等に対して不快感を与えないような服装かつ態度で接するように十分指導監督すること。

エ. 緊急時（異物混入・災害等）の対応

- (7) 異物混入や食中毒などの健康被害の発生や、その恐れがある場合は直ちに本市に報告すること。また、異物混入や食中毒が発生した場合、中津市学校給食異物混入対応マニュアル等に基づき、緊急連絡体制の確立及び早期の原因究明を実施すること。
- (4) 給食当日において、荒天等で食材が届かない場合や、停電・停水、機器トラブル、その他の事由により、一部又は全部の調理作業を行うことができなくなった場合は、直ちに本市に報告し、本市と協議の上、可能な限りの給食の提供に努めること。
- (ウ) 事故・火災等が発生した場合には、直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本市及び関係機関に連絡すること。
- (I) 災害時等の対応として、本市が緊急的に本施設を使用する場合、その運営に可能な限り協力すること。この際に生じた経費や器物破損による修繕費用については、災害救助法等の定めのあるものを除くほか、本市と事業所間で協議の上決定するものとする。なお、この支援については、別途本市と協議し、災害協定を結ぶこと。
- (オ) 事業者は、本施設の来訪者等の急病、事故、犯罪、災害等、緊急の事態が発生したときは、応急措置を行えるよう、事務室等に簡易な薬品等を用意するほか、様々なケースを想定して、日頃から訓練を行い備えておくこと。

オ. 報告等

- (7) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に本市と協議すること。
- (4) 事業者は、各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしておくこと。

カ. 関係諸機関への届出・報告

事業者は、運營業務を実施するにあたり、関係機関等へ必要な届出や報告を行うとともに、緊急時の関係機関への連絡等を行うこと。

キ. セルフモニタリングの実施

- (7) 事業者が実施する業務の水準を維持改善するよう、事業者自らセルフモニタリングを実施すること。
- (4) 事業者は、実際に提供するサービスが要求水準書等に表示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。また、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
- (ウ) 要求水準書に規定する内容及び本市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。セルフモニタリングの内容については、協議の上設定する。
- (イ) 事業者は、毎月、本市にセルフモニタリング報告書を提出すること。セルフモニタリング報告書には、次の内容を記載すること。
 - ・セルフモニタリングの実施状況
 - ・セルフモニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等
 - ・要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
 - ・要求水準未達が発生した場合の改善方策
- (オ) 事業者は、セルフモニタリング報告書に「要求水準書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」及び「事業提案書との整合性の確認結果報告書（チェックリスト）」を添付すること。なお、チェックリストは以下の点に留意すること。
 - ・要求水準書及び事業提案書の全ての内容をリスト化（項目化）すること。
 - ・全ての項目について一項目ごとに整合性（合致しているか否か）の判断結果を記載すること。
 - ・全ての項目について一項目ごとに整合性の判断の根拠が確認できる書類（図面等を含む）の名称、当該書類内の記載箇所及び具体的な記載内容、実践内容等を記入すること。

ク. その他

- (7) 事業期間中の本施設の運営に係る光熱水費は、本市の負担とする。
- (イ) 事業者は、業務の一部をあらかじめ本市に書面で申請し、承諾を得た場合、第三者に委託することができるものとする。
- (ウ) 事業予定地周辺には民間施設等があるため、臭気、騒音、振動及び配送車の動線には十分に配慮すること。

2 食材検収・保管業務

(1) 食材検収

- ア. 事業者は、本市の指示に基づき、食材の納入時に数量や品質の点検・確認、記録、保存食採取等を行うこと。検収時に異常があれば、本市に報告すること。
- イ. 食品の受取、開封、運搬、保管を行うこと。
- ウ. 検収、各種記録、メニューの確認等を行いやすいよう工夫すること。

(2) 食材保管

検収後の食材を保管するにあたり、数日分の食材を保管するための容器（プラスチック等）及び保管場所（冷蔵庫・冷凍庫等）を十分に準備すること。

納品日	食 品
前 日	冷凍及び冷蔵品・乾物等 (一部生鮮青果物、地場産物)
当 日	肉・生鮮青果物等
適宜	乾物・調味料・米等

※上記内容は参考であり、供用開始時には変更となっている場合がある。また、前日納品としている食品でも土日・祝日前や連休を挟む場合には当日納品とする場合がある。なお、納品時間帯は今後納入業者と協議のうえ決定する予定である。

※冷凍品を極力使用せず、地元産の食材を優先して調達するため、同一の食材であっても複数の納入業者から調達する場合がある。

3 給食調理業務

事業者は、栄養教諭等が毎月作成する献立とその調理方法（食物アレルギー対応食を含む。）及び作業工程に基づき、本市が調達した食材を使用して 7,100 食／日の給食調理を行う。その際、調理後 2 時間以内に喫食できるよう、次の各項目に留意して調理・配食すること。なお、調理後 2 時間以内とは、加熱終了時から喫食を開始するまでの時間であり、汁物等の配缶開始時刻から給食開始時間の 10 分後までの時刻とする。

また、事業者は、栄養教諭等と給食調理業務に従事する調理員との連絡調整を図る

ため、業務責任者を常駐させ、業務責任者を通じて、栄養教諭等の指示を調理員等に遺漏なく伝え、実行すること。また、安全な学校給食提供のための方法等についての助言・提案を行うこと。

給食調理業務の実施に当たっては、日頃から本施設の安全衛生管理に十分配慮し、業務確認簿により日常点検を行い、栄養教諭等の確認を得ること。

(1) 業務遂行上の留意点

- ア. 給食エリア内の温度・湿度を、調理前と調理最盛期に測定すること。
- イ. 作業中、食品の温度や機器の状態を記録すること。
- ウ. 調理済食品については、保存食を採取する前に味付けや調理状態について本市の確認を受けること。

(2) 二次汚染の防止

- ア. 作業動線図と作業工程表を調理作業 1 日前までに本市に提出し、本市の承諾を受けること。
- イ. 肉・魚・卵類は他の食品を汚染しないよう作業区分ごとに専用のエプロン（肉・魚用、卵用、野菜用）、履き物、容器、調理備品で処理すること。
- ウ. 調理衣や履物等は、作業区域ごとに使い分け、使用後も区分して洗浄及び消毒を行い、保管して翌日までに乾燥させておくこと。

(3) 下処理

- ア. 食品洗浄用シンクの水は食品の種類毎に入れ替えること。また、同一食品であっても汚れの状態により、随時入れ替えること。

(4) 釜調理

- ア. 小学校と中学校では、可能な限り別の釜を使用して、献立指示書にもとづき、調理すること。調理の最終段階で釜の中心温度を測定する場合は、最も熱が通りにくい具材を選び測定し、中心温度が 75℃以上で 1 分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は 85～90℃で 90 秒間以上）加熱されたことを確認し、記録すること。

(5) 揚げ物・焼き物・蒸し物調理

- ア. 調理中の食品の中心温度を常時計測し、75℃以上で 1 分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は 85～90℃で 90 秒間以上）加熱したことを確認し記録すること。

- イ. 揚げ物調理に使用する食油は、調理当日に揚げ物機に入れ、設定温度に達してから調理を行うこと。
- ウ. 食材を運ぶ者と調理済食品を運ぶ者は兼務せず、それぞれ専任とすることが望ましい。

(6) 和え物調理

- ア. 食品加熱時の中心温度に留意し、75℃以上で 1 分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は 85～90℃で 90 秒間以上）加熱したことを確認し記録すること。なお、和え物に使用する食材は蒸し器で加熱することを基本とする。
- イ. 加熱後の食品は速やかに冷却し、冷蔵保管すること。
- ウ. 食材を運ぶ者と調理済食品を運ぶ者は兼務せず、それぞれ専任とすることが望ましい。
- エ. 肉・魚・卵類を扱った者は、和え物調理に従事しないこと。
- オ. 冷蔵保管した食品を和え、中心温度を確認し、記録すること。

(7) 果物調理

- ア. 食品を水洗い後、必要に応じて消毒し、食品の傷み等を確認しながら、裁断すること。
- イ. 果物調理業務従事者は、他の業務と兼務せず、専任とすることが望ましい。

(8) 食物アレルギー対応食調理

- ア. 食物アレルギー対応食数は、2 献立における除去すべき原因食品について、120 食／日とする。
- イ. 「除去食」又は「代替食」により提供すること。
- ウ. 除去すべき原因食品の卵・乳・えび・かに・いか・ごまが混入しないよう調理すること。将来、原因食品を変更する場合は、事業者との協議により決定することを想定している。
- エ. 対応する児童・生徒用の容器等には、氏名等を明記し、誤配がないようにすること。
- オ. 食物アレルギー対応食の提供を行う児童・生徒の把握及び具体的な除去品目の決定等の対応方法については、所定の手続きに則り本市が行う。なお、運用開始当初は除去食を基本とし、代替食の提供は運用開始後半年を目途に行うことを予定している。
- カ. 中心温度管理、検食、保存食等の衛生管理を他の調理業務と同様に行うこと。
- キ. 炊飯は、食物アレルギー対応食専用の炊飯機器で調理すること。

(9) 事業者における給食の確認

- ア. 給食の確認は、献立毎に行うこと。
- イ. 当日の給食について、あらかじめ担当者を定めて確認を行うこと。
- ウ. 給食に供されるすべての食品について異常のないことを確認した上で、確認を行った時間、確認者の意見や確認結果を記録すること。
- エ. 確認終了後、栄養教諭等の確認を受けること。
- オ. 食物アレルギー対応食も確認を行うこと。

(10) 配食

- ア. 調理食品及びジャム・ソース類について、学校別、学級別に数量を確認し、配食すること。
- イ. 調理当日に肉・魚・卵類を取り扱った者は、配食業務を行わないことが望ましい。
- ウ. 和え物を配食する場合は、食缶に保冷処置を講じる等、適正な温度維持に努めること。
- エ. 配缶前に調理済食品の中心温度を計り記録すること。
- オ. 個人毎に供するジャム、チーズ、ゼリー、ふりかけ等は、学級別に仕分け、学校毎にコンテナに格納し、搬送者へ引き渡すこと。
- カ. 食物アレルギー対応食については、学校名、学級、児童・生徒名、除去品目等の対応方法を表示し、誤って配送することがないように十分注意して配食すること。

(11) その他

調理した給食については、大量調理マニュアルに基づき原則として調理従事者等の喫食は認めない。ただし、食中毒の際の原因究明を確実にできる方法がある場合はこの限りではない。

4 衛生管理業務

(1) 衛生管理業務

ア. 事業者による衛生管理体制

- (7) 事業者は、衛生管理体制の整備に当たっては、あらかじめ運営業務計画書に記載し、本市の承認を受けてから実施すること。なお、その結果については本市へ報告すること。
- (4) 食品衛生責任者は、衛生管理について常に注意を払うとともに、業務従業者に対し、衛生管理の徹底を図るよう注意を喚起し、学校給食の安全な実施に配慮

すること。

- (ウ) 食品衛生責任者は、本施設の日常点検の結果、改善に時間を要する事態が生じた場合、必要な応急処置を講じるとともに、計画的に改善を行うこと。
- (エ) 事業者は、食品衛生責任者による、業務従業者の指導・助言が円滑に実施されるよう、業務従業者との意思疎通等に配慮すること。

イ. 事業者による業務従業者（配送員を含む。）の健康管理

- (7) 日常的な健康状態の点検を行い、記録すること。健康診断を年 1 回以上行い、その結果を本市に報告すること。また、当該健康診断を含め年 3 回は、定期的に健康状態を把握すること。
- (4) 検便検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌血清型O157 その他必要な細菌等)を月 2 回以上（夏期休業中含む。）行い、その結果を本市に報告すること。
- (ウ) ノロウイルスについては、概ね 10 月から 3 月までは毎月、その他の月は適宜高感度の検便検査を実施し、その結果を本市に報告すること。また、ノロウイルス等を発症した業務従事者と一緒に食事をする又はノロウイルス等による発症者が同居人にいるなど、同一の感染機会がある業務従事者についても、速やかに高感度の検便検査を実施し、その結果を本市に報告すること。
- (エ) 健康診断及び検便検査等により異常が認められた者を、給食調理及び給食配送・回収業務に従事させないこと。
- (オ) 業務従業者の黄疸、下痢、腹痛、発熱、皮膚の化膿性疾患等、耳・目又は鼻からの分泌（感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。）、吐き気・おう吐及び手指等の外傷等の有無等健康状態を、毎日、個人ごとに把握するとともに、本人又は同居人に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）に規定する感染症又はその疑いがあるかどうか毎日点検し、これらを記録し、その記録を本市に報告すること。
- (カ) 業務従業者の黄疸、下痢、腹痛、発熱、皮膚の化膿性疾患等、耳・目又は鼻からの分泌（感染性の疾患等に感染するおそれがあるものに限る。）、吐き気・おう吐及び手指等の外傷等の症状がある場合（当該部位を耐水性のある被覆材で覆っていない場合）若しくは感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合は、業務に従事させないこと。
- (キ) ノロウイルスを原因とする感染性疾患による症状又は不顕性感染と診断された場合は、高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、食品に直接触れる作業を控えさせるなど、適切な処置をとること。

ウ. 業務従業者の研修

- (7) 業務従業者の衛生管理意識の徹底を図るため、業務従業者に対する衛生管理に関する研修機会を積極的に設けること。その際、食中毒防止のための基礎的知識と日常業務に直結した衛生管理の実践的な研修を行い、短時間勤務の業務従業者も含め、全員が受講できるようにすること。

(2) 定期、臨時及び日常の衛生検査業務

- ア. 本施設の定期検査、臨時衛生検査及び日常衛生検査（以下「定期等衛生検査」という。）を実施すること。定期等衛生検査業務の実施に当たっては、あらかじめ、学校給食衛生管理基準を勘案しながら、運営業務計画書に記載し、本市の承認を受けてから実施することとする。なお、衛生管理の手法としては、HACCP の概念を基礎とした管理を実施することとし、実施した結果については本市へ報告すること。

(3) 建物内部及び外周部の衛生管理

- ア. 鳥類、鼠、ハエ及びゴキブリ等衛生害虫等の侵入防止策を講じ、その効果をモニタリングすること。
- イ. 定期的に鼠、ハエ及びゴキブリ等衛生害虫等の駆除を行うこと。
- ウ. 給食調理業務の終了後、調理室等は、施錠するなど適切な管理を行うこと。

5 給食配送・回収業務

(1) 給食配送・回収業務

- ア. 事業者は、調理後 2 時間以内の喫食を実現しつつ、衛生状態が低下しないよう、また、交通渋滞も考慮の上、本市の幼稚園・小・中学校への配送・回収計画を作成し、本施設の引き渡し予定日の 2 ヶ月前の日までに本市の承認を得ること。なお、事業予定地の周辺交通への影響も考慮し、配送車が同一の時間帯に集中して出発又は到着することのないよう調整を図ること。
- イ. 配送・回収計画に応じて必要な配送車を調達するとともに、これらの配送先の幼稚園・小・中学校に本施設で調理した給食を配送し、児童生徒等が喫食した後、食器・食缶等、残渣等を本施設へ速やかに回収すること。なお、一部幼稚園の周辺道路は狭隘であるため注意すること。
- ウ. 給食配送・回収業務の実施に当たっては、食器・食缶分離配送方式を基本とし、必要に応じ食器・食缶一括配送とすること。また、食缶等に表示された学校名や学級名、食物アレルギー対応食が必要な園児・児童・生徒名を必ず確認すること。
- エ. 米飯、パンは、本市が別に手配する。ただし、米飯及びパンについて、樋田小学校、上津小学校、城井小学校、津民小学校、下郷小学校、三郷小学校、本耶馬溪中学校、耶馬溪中学校及び山国中学校については、納入業者から本施設で受け取り、本施設から配送すること。

(2) 業務従事者の行為に対する事業者の責任について

- ア. 事業者は、業務従事者に対し、業務の処理中清潔な作業服、白衣、帽子等を着用させ、各学校の配膳室及びコンテナ積載部は上履きを使用すること。また、学校給食が教育の一環である事を認識させ、服装及び態度に十分注意し、学校給食従事者としての品位を保持するよう指導すること。
- イ. 事業者は、配送員に対して安全教育等を実施し、交通規則等を遵守し常に安全運転をするように指導すること。
- ウ. 事業者は、配送員に対して道路運送、食品衛生及び環境衛生関係に関する諸法令の規定を厳守すること。

(3) 配送車の調達

- ア. 事業者の配送計画に応じて必要な配送車（新車に限らない。リースも可。排出ガスの低減に配慮した車両。）を確保すること。なお、本事業以外の目的に使用しないこと。
- イ. 配送車の後部搬入口の開口部は、本施設及び各配送校の搬入口の形状に合わせることとし、搬出入の際の衛生管理に配慮したものとする。また、パワーゲートは地面まで降りる仕様とすること。
- ウ. 配送校の配膳室又は配膳スペースは手狭なため、コンテナの扉は側面に折りたためるなど工夫を行うこと。
- エ. 配送車の側面及び背面には、給食キャラクター（なっくん）をプリントするとともに、容易に視認できる寸法で本施設の正式名称を明示することとし、明示場所については本市と協議すること。なお、車両の余白部分を利用した食育の啓発や本市の魅力を効果的に発信する方法について積極的な提案を期待する。
- オ. 配送車の故障等、緊急時の対応のために予備の配送車を準備しておくこと。
- カ. 積雪時にも配送できるよう、配送車を整備すること。

(4) 各小・中学校への到着時間

給食配送先の各幼稚園・小・中学校へは、「資料 9 配送校の搬入経路図及びコンテナ配置図」を参照のうえ、給食開始時間の 30 分前までに配膳室に搬入できるよう到着し、かつ、配膳室での回収業務は給食終了時間から 20 分後以降に開始すること。なお給食配膳に時間を要することから十分な時間的余裕をもって到着すること。

また、下表のうち待機場所の有無が「有」の学校については食缶の配送後から回収までの間（11～13 時頃）において学校敷地内での待機を可能とする。ただし、待機条件等については学校の指示に従うこととし、学校の状況の変化により待機できなくなる場合もある。

給食開始時間及び給食終了時間（令和 6 年 6 月末現在）

区分	No.	学校名	住所	給食 開始時間	給食 終了時間	待機 場所
幼稚園	1	南部幼稚園	中津市 1282 番地 1	12 : 00	12 : 40	無
	2	北部幼稚園	中津大字大塚 23 番地 1	12 : 30	13 : 10	無
	3	豊田保育園	中津市大字島田 699 番地	12 : 15	13 : 00	無
	4	小楠幼稚園	中津市大字宮夫 55 番地 1	11 : 45	12 : 30	無
	5	鶴居幼稚園	中津市大字湯屋 209 番地 1	12 : 00	12 : 40	無
	6	大幡幼稚園	中津市大字大貞 209 番地 2 の 1	11 : 45	12 : 30	無
	7	如水幼稚園	中津市大字上如水 83 番地 1	12 : 00	12 : 30	無
	8	三保幼稚園	中津市大字福島 1895 番地	12 : 00	13 : 00	無
	9	和田幼稚園	中津市大字定留 1944 番地 1	12 : 00	12 : 40	無
	10	今津幼稚園	中津市大字植野 1371 番地 2	12 : 00	12 : 40	無
	11	沖代幼稚園	中津市中央町 2 丁目 3 番 33 号	12 : 00	12 : 30	無
小学校	12	南部小学校	中津市 1309 番地	12 : 15	12 : 55	無
	13	北部小学校	中津市 666 番地	12 : 15	12 : 55	無
	14	豊田小学校	中津市大字島田 594 番地 1	12 : 15	12 : 55	無
	15	小楠小学校	中津市大字一ツ松 62 番地 1	12 : 10	12 : 50	無
	16	鶴居小学校	中津市大字湯屋 202 番地 2	12 : 10	12 : 50	無
	17	大幡小学校	中津市大字大貞 209 番地 2 の 1	12 : 10	12 : 50	無
	18	如水小学校	中津市大字上如水 112 番地	12 : 00	12 : 50	無
	19	三保小学校	中津市大字伊藤 3321 番地	12 : 20	13 : 00	無
	20	和田小学校	中津市大字定留 1950 番地	12 : 10	12 : 50	無
	21	今津小学校	中津市大字植野 1372 番地 2	12 : 15	12 : 55	無
	22	沖代小学校	中津市中央町 2 丁目 3 番 33 号	12 : 10	12 : 45	無
	23	真坂小学校	中津市三光臼木 432 番地	12 : 00	12 : 40	無
	24	山口小学校	中津市三光成恒 329 番地	12 : 15	12 : 55	無
	25	秣小学校	中津市三光西秣 1204 番地	12 : 00	12 : 35	無
	26	深水小学校	中津市三光上深水 75 番地	12 : 10	12 : 40	有
	27	樋田小学校	中津市本耶馬溪跡田 94 番地	12 : 15	12 : 55	有
	28	上津小学校	中津市本耶馬溪折本 662 番地	12 : 10	12 : 50	無
	29	城井小学校	中津市耶馬溪町大字平田 1399 番地	12 : 10	12 : 50	無
	30	下郷小学校	中津市耶馬溪町大字大島 190 番地 2	12 : 05	12 : 45	有
	31	津民小学校	中津市耶馬溪町大字大野 1072 番地 2	12 : 15	12 : 55	有
	32	三郷小学校	中津市山国町字曾 727 番地 2	12 : 10	12 : 50	有
中学校	33	豊陽中学校	中津市中央町 1 丁目 4 番 50 号	12 : 30	13 : 00	無
	34	緑ヶ丘中学校	中津市大字永添 2454 番地 1	12 : 30	13 : 00	無
	35	中津中学校	中津市大字牛神 459 番地 2	12 : 30	13 : 00	無
	36	城北中学校	中津市字小祝 525 番地 11	12 : 30	13 : 00	無
	37	東中津中学校	中津市大字是則 845 番地	12 : 30	13 : 00	無
	38	今津中学校	中津市大字植野 1889 番地 2	12 : 30	13 : 00	無
	39	三光中学校	中津市三光成恒 592 番地 1	12 : 30	13 : 00	無
	40	本耶馬溪中学校	中津市本耶馬溪跡田 212 番地	12 : 30	13 : 00	有
	41	耶馬溪中学校	中津市耶馬溪町大字柿坂 684 番地	12 : 30	13 : 00	有
	42	山国中学校	中津市山国町字実 281 番地	12 : 30	13 : 00	無

※配送校並びに給食開始時間及び給食終了時間は変更となる場合があるので留意すること。

(5) その他

- ア. 給食の配送・回収過程においては、排出ガスの低減に配慮した配送車を導入するとともに、エコドライブを励行すること。

- イ. 本施設においては、調理済食品等が運搬途中に塵埃等によって汚染されないよう、容器や配送車の維持に努め、また調理済食品の適正な温度管理や調理後喫食されるまでの間の時間の短縮に努めること。
- ウ. 調理済食品を運搬するに当たっては、使用前に、汚染等の有無について目視等により点検し、その点検記録を保管しておくこと。
- エ. コンテナ等の荷下ろしの際に雨天等により、濡れた場合は衛生上問題のないように適切に拭き取りを行うなど処理すること。
- オ. 配送車については、適切に洗浄及び消毒し、衛生状態を保つとともに、その衛生管理計画について適切な場所に掲示すること。
- カ. 運搬に支障がないよう、配送車に係る自動車賠償責任保険の付保、税金の納付、車検、その他の点検等を適宜、実施するとともに、必要な消耗品等を準備しておくこと。
- キ. 事故等不測の事態の発生に備えて、通信手段等の対策を講じておくこと。
- ク. 供用開始に合わせた配送校の整備（スロープ若しくはプラットホームの設置又は建具の取替等）は本市で実施するが、供用開始後の本事業の業務による配送校の損害等の補修は事業者で実施すること。また、軽微な段差を越えるための簡易的なスロープ及びタイル・レール等を保護するためのマット・鉄板等は事業者で用意すること。

6 洗浄・残渣処理等業務

(1) 洗浄

- ア. 使用した調理機器、調理器具、容器、食器、食缶、コンテナ等は、当日中に洗浄・消毒し、乾燥させた後、清潔な状態で保管すること。
- イ. 調理機器の部品、調理器具、容器、食器・食缶等は、食品を扱うシンクでは洗浄しないこと。ただし、やむを得ず使用する場合には、加熱食品を扱うシンクを使用し、使用後は洗浄・消毒を徹底すること。
- ウ. 調理業務中の室内では、食器・食缶等の洗浄・消毒を行わないこと。
- エ. 食器・食缶等は、床に直接置かないこと。
- オ. 消毒開始時間、消毒庫の温度等を記録すること。

(2) 残渣処理

- ア. 残渣等の給食生ごみについては、臭気や衛生管理面に十分配慮して集中管理すること。また、処分の方法は、処理場に自ら搬入又は処理業者に引き取らせるなど、事業者の提案によるものとするが、残渣の堆肥化や減容機等による廃棄物の減量に努めるものとする。

- イ. 学校から回収した残食（主食も含む。）は、毎回、学校毎に計量し、記録すること。

(3) 片づけ等

- ア. 当日の業務終了時は、戸締りやガス元栓の閉栓、使用しない機器の電源のオフ等、防犯・防災対策を確実にすること。
- イ. 室内あるいは庫内を清掃しやすいように整理し、整頓すること。
- ウ. 設備や厨房機器に付属する部品類や工具類は指定した場所に収めること。
- エ. 清掃用具類を指定した場所に収めること。
- オ. 給食エリア内を横断する給水管、給ガス管、排水管、給電コード、排煙ダクト及び冷却装置の冷媒チューブ等に、塵埃を堆積させないこと。
- カ. 食品冷蔵保存庫・食品冷凍保存庫の壁及び扉については、結露が生じた場合は、拭き取る等の処理を行うこと。

7 運営備品調達業務

(1) 業務の内容

- ア. 事業者は、運営業務に必要な備品を調達し、保守管理すること。
- イ. 運営備品の更新・補充について、管理記録を作成し、事業期間終了時まで保管すること。また、更新・補充の内容は、総則に定めた毎月の業務報告書に記載すること。
- ウ. 運営備品については、新品とすること。

8 献立作成支援業務

安全な学校給食提供のための方法等についての助言・提案を行うこと。

9 食育支援業務

事業者は、本市が実施する本施設の見学会、保護者等を対象とした試食会等において、調理作業の内容の説明・講話等の補助・協力（学校訪問時における授業の補助や資料等の作成支援を含む。）を行うこと。見学会の実施時期・内容については、事前に本市より連絡を行う。

また、調理員等による献立内容の説明や調理作業等の動画の配信などの ICT を活用した食育が実施できることが望ましい。

10 広報支援業務

本市が本施設の広報を行う場合には、事業者は必要な資料の提供等の支援を行うこと。

1 1 学社融合における給食試食体験業務

生涯学習教室・女性学級の講座受講生が、小・中学校において年に1回学習発表会等への参観や、昔の遊び体験等の講師として学校に訪れている。学校給食への理解を深めるため、保護者や地域住民、学社融合関係者などが児童生徒と一緒に給食の試食を行うため、対象日において事業者は試食会への協力を行うこと（1回あたり20食程度、年間300食程度を想定）。

1 2 夏休みの幼稚園のランチサービスの提供業務

市内幼稚園（11か所）において、夏休み期間中（18日間程度）に、給食200食/日を提供すること。